



会 議 録

八幡市教育委員会

開 催 日 時	令和 4 年 6 月 2 8 日（火曜日） 午後 3 時～午後 4 時 1 0 分		
場 所	分庁舎 2 階 会議室 A		
出 席 委 員 名	小 橋 秀 生（教育長） 橋 本 陽 生（職務代理者） 佐 野 恵理子	八頭司 めぐみ 狩 野 理恵子	
委 員 を 除 く 出 席 者 の 職 ・ 氏 名	部 長 辻 和 彦 部 付 部 長 田 中 孝 治 部 次 長 川 中 尚 部 次 長 佐 野 泰 博 （生涯学習センター館長事務取扱） 教育部参事 高 瀬 栄津子 教育総務課長 長 尾 忠 行 学校教育課長 西 岡 賢 治 社会教育課長 辻 博 之 文化財保護課長 田 制 亜紀子	保育・幼稚園課長 成 田 孝 一 教育支援センター所長 濱 田 将 行 教育集会所館長 畑 中 敏 之 図書 館 長 南 本 晃 教育総務課主幹 西 田 秀 美 社会教育課長補佐 荻 野 哲 也	

1. 開 会

2. 報 告 事 項

- | | | |
|---------------------------------|------------|-------|
| (1) 令和 4 年度スタディサポート事業（鳩嶺教室）について | （学校教育課） | ※資料 1 |
| (2) 松花堂昭乗イラストコンテストについて | （社会教育課） | ※資料 2 |
| (3) 令和 3 年度「所報」の配布について | （教育支援センター） | ※資料 3 |
| (4) 「綴喜古墳群」国史跡指定の答申について | （文化財保護課） | ※資料 4 |

3. 議 題（協議事項）

- | | | |
|-----------------------------------|---------|-------|
| (1) 八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程（案）について | （教育総務課） | ※資料 5 |
| (2) 社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について | （社会教育課） | ※資料 6 |
| (3) 八幡市図書館協議会委員の委嘱について | （市民図書館） | ※資料 7 |

4. その他

- ・ 園、学校訪問について

5. 配布資料について

- ・ きょうとふの教育 No.149
- ・ 令和 3 年度八幡市立生涯学習センター事業報告書
- ・ 令和 4 年度八幡市立生涯学習センター事業計画書
- ・ 令和 3 年度公民館事業報告書
- ・ 令和 4 年度公民館事業計画書
- ・ 5 月議事録（写し）

5. 閉 会

※次回定例教育委員会

日時：7 月 1 2 日（火）午後 2 時 1 5 分から

場所：分庁舎 2 階 会議室 A

※学校訪問先 中央小学校（1 0：0 0）、男山第二中学校（1 1：0 0）



	内 容
[教 育 長]	1. 開 会 それでは、令和4年6月度の定例教育委員会を開催いたします。 2. 報告事項をお願いします。報告事項(1)「令和4年度スタディサポート事業(鳩嶺教室)」について、事務局より報告願います。学校教育課。
[西 岡 課 長]	2. 報 告 事 項 (1) 令和4年度スタディサポート事業(鳩嶺教室)について 失礼いたします。学校教育課から「令和4年度スタディサポート事業(鳩嶺教室)」について、ご報告申し上げます。資料1をご覧ください。 小学生スタディサポート事業の受講者の募集につきましては、3月上旬に、新4年生から新6年生の児童に対し、学校を通じて案内を配布し、また、市のホームページへの掲載やメール配信を通じて周知いたしました。申込を希望する方には、案内に記載のURLから本事業の説明動画を視聴していただき、専用の申込フォームに入力していただくことで申込を受け付けました。申込者数と受講者数についてですが、全学年の合計、75名の申込みのうち、54名が受講しております。なお、所得の基準を超えており受講できなかったのは21名でございます。 続きまして、中学生スタディサポート事業の受講者の募集につきましては、1月下旬に、新1年生～新3年生の生徒に対し、学校を通じて案内を配布し、また、市のホームページへの掲載や、メール配信を通じて周知いたしました。令和2年度までの募集については、申込を希望する方を対象とした説明会を実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本事業の説明動画の配信や資料配布を行いました。資料配布は生涯学習センター、文化センターで合計5回実施し、来場できなかった保護者には個別に対応いたしました。申込者数と受講者数についてですが、全学年の合計、160名の申込みのうち、145名が受講しております。なお、所得の基準を超えており、受講できなかったのは、15名でございます。 以上、ご報告いたします。
[教 育 長]	ただ今の報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。
[橋 本 委 員]	非常に認知度も高くですね、積極的に学力向上に向けて、格差解消に向けて、取り組まれていると思いますけれども、特に、最近の効果ですね、この辺りについてどのように把握されているのか、お教えいただければありがたいと思います。
[川 中 次 長]	スタディサポート事業のご質問でございますが、中学生対象授業につきましては、ほぼほぼ進路が第一希望で決まってくるというのが、やっぱり一番大きいのではないかなと、それから最近なんですね、初期のスタディサポートで育った子どもたちが、要は、チューターとしてスタディサポートに帰ってくる。そういう事例もそれなりに出てきておまして、大学まで行くような子どもたちが一定層、育ってきているのかな、それがまたスタディに来て、チューターとして子どもたちにまた接していると、この辺りは、非常にいい評価で、いい成果ではないかなというふうに思っております。 それから、小学生対象の授業のほうでございますが、小学校につきましては、昨年度から実施したところでございますので、それなりの成果というのが、なかなかまだ見えてこないのかなと思ってるんですけど、この小学校のスタディサポートから、中学校のスタディサポートに繋がっているということも、学びを繋げて行くという意味においても、非常に重要ではないかなというふうに感じているところでございます。
[教 育 長]	他に、何かご質問等はございませんか。
[橋 本 委 員]	まあ先輩たちもですね、後輩たちのためにと、そういうような意欲的な育て方をされ、それがまた歓迎していただいているというふうなことについては、非常に興味を持って伺いをいたしました。また、効果もそれなりにあるというようなことだと認識しております。 ということであればですね、やはり出来るだけ多くの希望者に、漏れなくというかそういうふうな形は考えられないのか。例えば、先ほど、募集についても、そういうICT媒体等



	を通じてですね、やられているということであれば、今、この時代でもありますので、そういった形でですね、確かにみんなの場では、こういう形をとるのは、まあ限定されると、それ以外の方については、独自に受講できるというふうな、何かその辺りの工夫というか、改善の余地というか、もうちょっと広がりを持って効果があるものならば幅広く育てると、こういう辺りのことについては、もしお考えがあるようであればございましたらお願いしたいと思います。
[川 中 次 長]	スタディサポート事業なんですけど、基本的にはやっぱり一定、貧困対策っていう枠がございますので、結局、応募したけども実行出来なかったっていう子どもたちは、定員っていうよりは、逆に、ほとんど保護者の所得の状況によって、要は、受講ができないとか受講を断っているような状況でございますので、今後、それをどう外していくのかとか、どういう形でもっていくのかっていうのは、もちろんスペースの問題もあるんですけども、その辺りは課題ではないかなというふうに思っています。ただ、やっぱり意欲のある子と、もともとのこの事業の起こりでお話しをさせていただきますと、やっぱり子どもって、勉強したいっていう意欲のある子どもたちにその場を与えたいっていうのは、私どもの思いでございましたので、まあ、そういう意味では一定の層という形にはなりつつあるのかな、途中で突然、辞めていく子どもたちも、実はおりますし、そういうことも含めて考えると、やっぱり一定の層のところに、的確に対応出来ているのかなと思ってはいるところです。ただ、橋本委員ご指摘のとおり、やっぱり他にもまだ私ども、救い切れていない部分がいっぱいあるかと思っておりますので、要は、所得制限がどうしても切ってしまいますので、ぎりぎりのところで私ども非常に悩むところはございます。そういうことも含めながら、より良い改善を、今後、やっぱり所得制限はどこで切っていくのかっていうのは、非常に難しいところかなというふうには、これは、個人的には感じているところでございます。
[教 育 長]	他に何かご質問等はありませんか。無いようでありますので、次に、(2)「松花堂昭乗イラストコンテストについて」、事務局より報告願います。社会教育課。
	(2) 松花堂昭乗イラストコンテストについて
[辻 課 長]	失礼します。「松花堂昭乗イラストコンテストについて」、ご報告申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料2をご覧ください。 本事業は、市制施行45周年を記念し八幡市の芸術・文化の発信、シビックプライドの醸成、子ども達の創造性の育成のため、小・中・高校生を対象に、全国からイラストを募集し、コンテストやイラスト展等を開催するものです。本事業により、八幡市の認知度の向上とイメージアップを図り、このコンテストを契機として、今後、文化芸術に触れる機会が多い市として、市を訪れる交流人口の増加を目指すものです。 委託業者でございますが、本事業の趣旨を実現するためには、地域の特色や文化を基盤として、多くの関係者や専門家との連携、また高いプロモーション能力や事業推進力が必要となります。このため、京都府南部の広域的な観光や地域づくりを進めるために設置されており、前述の条件を満たす一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）に一社随意契約として委託をいたします。契約期間は、令和4年5月2日から令和5年3月31日までで、契約金額は、税込み7,000,000円でございます。 作品の応募期間でございますが、令和4年7月1日から令和4年11月30日までとし、テーマは「わくわく」といたしました。 授賞式でございますが、令和5年3月4日に松花堂庭園・美術館で開催を予定しております。また同時に同会場にて、入賞作品の展示会の開催も予定しております。 以上でございます。 [教 育 長] ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。 [狩 野 委 員] 徒然草に更に増えてという形で、また、新しく、八幡の良さを知っていただくような、そして八幡ではこういう素敵な文化があるよねっていうことを発信できるような、新たなこの活動をされたっていうことはすごく素敵かなと思います。それで、今年初めてでするので、どのように周知されるかっていう辺りを教えていただけたら有難いかなと思います。併せて、



[辻 課 長]	今日、南山小学校を訪問させていただきましたけれども、何かこれに向けて、京都精華大学と一緒に力を合わせていくってような、取り組みをしようと考えていらっしゃるようなので、八幡市の小・中学校、高校の生徒が、いろいろとこういう活動を楽しんでくれたらいいなと思うんですけど、八幡だけではなくって広くいろんな方に、興味や関心を持っていただけたらと思いますので、教えていただけたらと思います。お願いします。 ただ今ございました広報の周知でございますが、まず、市内各施設のほか、学校へのチラシ配布、またポスター掲示の依頼、また、市ホームページ、またSNS等を利用した情報発信とさせていただきます。また、市外の市区町村や公共施設等にチラシやポスターを送付いたしまして、配架、掲示の依頼をさせていただくほか、インターネットのイラストコンテスト等の募集サイトでの掲載、委託業者が関係しておりますラジオ番組での宣伝、既にもう実施はさせていただいているんですが、そちらの方にも参加させていただいて、広く発信をさせていただいたところでございます。 また、精華大学さんとの今後の連携でございますが、今現在、調整を図っておりますので、今、委員よりお示しいただきましたように、いろいろと発信していただきますよう充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。
[教 育 長]	他にご質問等はございませんか。無いようでありますので、次に、(3)「令和3年度「所報」の配布について」、事務局より報告願います。教育支援センター。
[濱 田 所 長]	(3) 令和3年度「所報」の配布について 失礼します。令和3年度「所報」について、ご説明させていただきます。(水色の表紙の)令和3年度 教育支援センター「所報」をご覧ください。 内容は、不登校対策、教育相談、教育支援教室「さつき」、特別支援教育、教育支援委員会で構成され、最後に資料を付けています。 「教育相談」の昨年度の相談状況を3ページから、「教育支援教室“さつき”」につきましては8ページから、「特別支援教育・教育支援委員会」につきましては、13ページ以降になっております。 教育相談につきましては、令和3年度はのべ1,216件の相談を受けました。令和2度に比べ、令和3年度の件数は391件減少しました。相談内容は、中学生は不登校に関する相談が多く、登校しぶりと合わせると82%を占めます。小学生も不登校・登校しぶりに関する相談が合わせて70%と最も多く、次いで、性格行動に関する相談が17%と全体の約2割を占めています。 不登校の児童生徒が入室します教育支援教室「さつき」の入室数につきましては、令和3年度は31名の児童生徒が「さつき」に通室しました。令和2年度は36名でしたので、5名減少しました。今年度は現在21名が在籍しております。 また、令和4年度入学の教育支援委員会の就学相談件数は、78件となり前年度と同数でした。
[教 育 長]	大まかなご報告ですが、ご一読いただければと思います。以上でございます。
[狩 野 委 員]	ただ今の報告事項について、委員よりご質問等はございませんか。 ありがとうございます。私の聞き違いだったらごめんなさい。令和3年度、若干、さつきを利用される方とか、件数が減ったんですね。
[濱 田 所 長]	はい。
[狩 野 委 員]	その要因としては、どのようなものを捉えていらっしゃるのか教えていただけたらと思います。本当にそういう悩みを抱えるお子さんが減っているんだっただけいいんですけどね。コロナ禍でもありましたので、つついその使えながらも出られないお子さんもいらっしゃるのかななんて、勝手な思いをしたものですから、教えていただけたらありがたいです。
[濱 田 所 長]	失礼します。まず、相談件数が減った要因なんですけれども、スクールカウンセラーの配置時間がコロナの追加派遣により増加していて、学校での相談件数が増えていることも遠因かなとは思われますが、減少要因は定かではありません。特に、電話相談の件数の減少が激しいことを見ると、新型コロナウイルス感染症対策の浸透によって、電話以外の手段での相



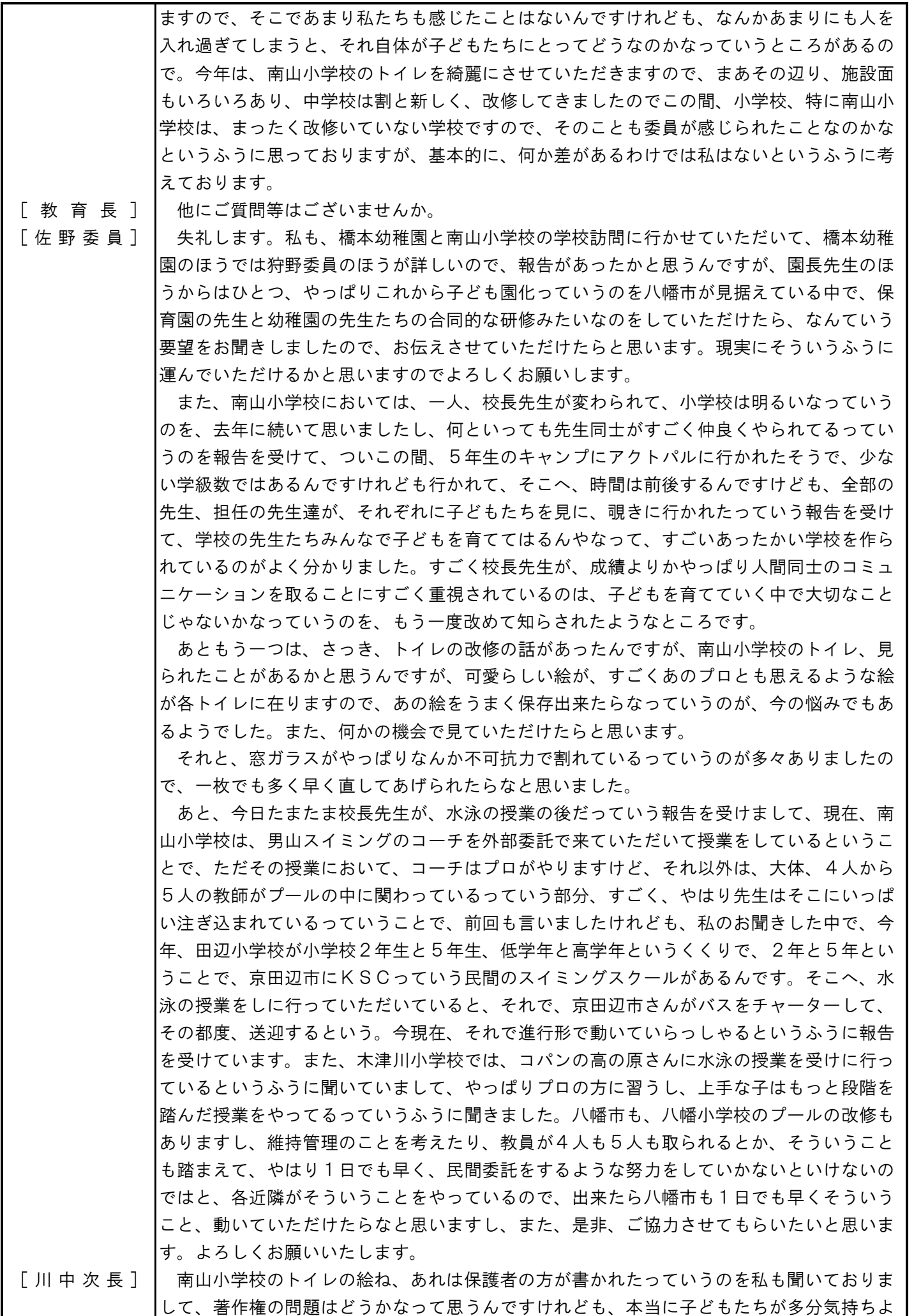
	談の機会が増えたことも要因として考えられるかなと思っております。 さつきの入室に関しましては、今のところ要因として、はっきりと申すところがないかなと思っております。
[教 育 長]	他にご質問等はございませんか。無いようでありますので、次に、(4)「綴喜古墳群 国史跡指定の答申について」、事務局より報告願います。文化財保護課。
[田 制 課 長]	(4) 綴喜古墳群 国史跡指定の答申について 失礼します。文化財保護課から、「綴喜古墳群」国史跡指定の答申についてご報告いたします。資料4をご覧ください。 国の文化審議会において、令和3年度、国に意見具申書を提出した「綴喜古墳群」の史跡指定について、令和4年6月17日に答申が行われました。綴喜古墳群は、4世紀から5世紀にかけて造られた古墳群で、八幡市から京田辺市にわたり分布しています。今回、指定の対象となる古墳は大住車塚古墳、天理山古墳群、飯岡車塚古墳、八幡西車塚古墳で、このうち最大の古墳が八幡市八幡大芝にある八幡西車塚古墳でございます。 今後の予定といたしましては、令和4年9月～10月頃の官報告示をもって史跡指定となります。八幡市所有の国指定文化財は下表の通りでございます。 次のページに綴喜古墳群の位置図、さらに次のページに八幡西車塚古墳の指定範囲をお示ししております。 以上でございます。
[教 育 長]	ただ今の報告事項につきまして、委員よりご質問等はございませんか。 無いようでありますので、これにて報告事項を終結いたします。 次に、3. 議題に入らせていただきます。(1)「八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程(案)について」を議題といたします。事務局より説明願います。教育総務課。 3. 議 題(協議事項) (1)「八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程(案)について
[長 尾 課 長]	八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程案について、ご説明いたします。お手元の資料5をご覧ください。新文書管理(電子決裁)システムの導入に伴いまして、教育委員会公印規程の改正を行うものです。これまで、教育部の公印を使用する場合は、公印使用簿に記載のうえ、公印管理者の承認を受けて押印しておりましたが、今後は、原則として、電子決裁システムによる申請を行うものとし、その承認権限を公印主管課の一般職員にまで拡大します。なお、小・中学校は、電子決裁システムを使用しておりませんので、従前のままの対応となります。 以上のとおりでございますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
[教 育 長]	ただ今の説明につきまして、委員よりご質問等はございませんか。無いようでありますので、議題(1)についてお諮りいたします。議題(1)について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[全 委 員]	意義なし
[教 育 長]	異議なしと認め、議題(1)「八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程(案)について」、は原案のとおり決定します。 次に、(2)「社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明願います。社会教育課。
[辻 課 長]	(2)「社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について 社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について提案させていただきます。 社会教育委員並びに公民館運営審議会委員のうち、PTA連絡協議会からの選出委員が、役員改選で交代となりましたので、新たに選出されました「井上 早織(いのうえ さおり)氏」の当該委員委嘱のご承認をお願いいたします。 なお、任期につきましては、社会教育法第15条・八幡市社会教育委員の委嘱の基準等に関する条例第4条第1項第2号並びに社会教育法第24条・八幡市立公民館条例第4条第1



[教 育 長]	項第3号により、前任者の残任期間である令和5年6月30日までといたします。 以上、ご審議いただきますようお願いいたします。 ただ今の説明につきまして、委員よりご質問等はございませんか。無いようでありますので、議題（2）についてお諮りいたします。議題（2）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[全 委 員]	意義なし
[教 育 長]	異議なしと認め、議題（2）「社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について」、は原案のとおり決定します。 次に、（3）「八幡市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明願います。市民図書館。 （3）「八幡市図書館協議会委員の委嘱について」
[南 本 館 長]	現在、図書館協議会委員として委嘱しております8名につきましては、令和3年11月開催の本委員会においてご承認いただいたところでございますが、委員のうち、社会教育団体から選出されております委員2名について、団体内の役員改選等により変更の届け出を受けましたので、改めて委嘱のご承認をお願いするものでございます。 新たに選出届を提出されましたのは、PTA連絡協議会及び八幡おはなしの会、2団体でございます。PTA連絡協議会から井上早織氏、八幡おはなしの会から齊藤陽子氏が、それぞれ選出されております。なお、任期につきましては、図書館法15条及び八幡市立図書館条例第5条第4項に基づき、前任者残任期間の令和5年11月30日までとなります。 以上のとおりでございますので、ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
[教 育 長]	ただ今の説明につきまして、委員よりご質問等はございませんか。無いようでありますので、議題（3）についてお諮りいたします。議題（3）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[全 委 員]	意義なし
[教 育 長]	異議なしと認め、議題（3）「八幡市民図書館協議会委員の委嘱について」、は原案のとおり決定します。これにて、議題を終結いたします。 次に、4. その他に入らせていただきます。 本日の、「園・学校訪問について」ご意見等はございますでしょうか。
[狩 野 委 員]	4. その他 ・園、学校訪問について 本日は、橋本幼稚園とそれから南山小学校に寄せていただきました。橋本幼稚園のほうでは、本当にあの、今年度人事異動がずいぶんたくさんございまして、去年、ずっと培われて積み上げてこられた研究ですけれども、近畿の国公立園長会で発表されて、全国の国公立園長会の会報にも橋本幼稚園の研究の成果が出てるということで、大変うれしいことやなっております。その中で、去年、積み重ねた研究が今年どの程度生きているのかなっていうようなところも若干心配で聞いてきましたけれど、園長先生が、本当にご努力されてるようで何とか職員がみんなでチームになって、わずかな人数の子どもたちですけれども、皆さんね、チームになって子どもを支えるっていうような体制で、頑張ろうとされている点、非常に良かったなと思います。今後ですけれども、本当にどの園も園児数が少ない中で、やはり集団の効果っていうものが、どの程度保証されるのかっていう辺りがとても心配です。園長先生からは、今年度、5歳児の集団遊びの日を設けるというふうに、話し合いが進んでいると伺いました。市としても、幼稚園と保育園と子ども園の子どもたちがやはり切磋琢磨して、みんなで育ち合えるっていう環境づくりに、どのように考えていらっしゃるかなっていうところを一つ伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。
[成 田 課 長]	失礼いたします。集団の効果ですね、また、その環境づくりということですが、これまでもご説明させていただいておりますとおり、個々の園児交流っていうのは、今から進



	めさせていただいております。具体的には、八幡幼稚園とみその保育園、第三幼稚園と第四幼稚園というふうに個々では進めさせていただいております。市全体的に、そういった交流を進めていくことも必要っていうことを考えておりまして、例えば、毎年、秋ごろになりますと、保育園、幼稚園一体となったサッカー交流ですね、そういったものも随時、進めていっておりますので、委員ご指摘のとおり、一定数の集団規模というのはとても大切だと考えてまして、それを維持確保していくっていうのは今後大きい課題になってきますので、園児数が減少していつてますけれども、他園との交流なんかもふまえながら、集団の効果っていうのを確認できるような体制を作って行きたいと考えております。
[狩 野 委 員]	ありがとうございます。是非ね、保護者のかたも、やはり集団の中で学ぶっていうようなことは感じてらっしゃるんじゃないかなって思いますし、是非、いろんな予算面も必要になってくるかなと思いますので、子どもたちがいろんな人と出会って、育って行けるようにバックアップのほう、お願いいたしたいと思います。 続きまして、コロナのほうもずいぶん世の中の的には落ち着いてきているのかなと、ちょっとずつ東京のほうでは増えているらしいですけども。そこでなんですけれどね、京都のいろんな園を周らせていただく中で、大半の園が、今、手を洗った後はペーパータオルで拭いております。ところが、八幡の中では、今日も、橋本幼稚園でも質問させていただいて、他の園でも実態を見たんですけど、自宅から持ってきた手拭きタオルでずっと拭いてるかと思うんですね。やはりその衛生面でいかなものかなってっていうの、ちょっと思いましたもので、是非、最新の注意が小さければ小さいほど必要ではないかと思しますので、ペーパータオル等のご検討をお願いできたらなっていうふうに思います。
[成 田 課 長]	失礼いたします。ペーパータオルですね、例えばですけどね、一枚のタオルをみんなで使い回している、というようなことはそれはもう論外です。ただ我々、毎年、京都府の指導監査を受ける中で、手拭きタオルについては一人ひとり用意するように指導を受けているところでございますので、それはやっぱりペーパータオルのほうが感染対策として有効なのかなと思うんでうけれども、もうちょっと言い方を変えると、例えば、市全庁的に取り組んでいるSDGsの観点からすると、ちょっと時代に逆行するのかなっていうところもございしますのでね、現場の意見も今後、聞きながら検討したいんでうけれども、保健所との連携を図りながら、引き続き、安全対策のほうは努めさせていただきたいと考えております。
[教 育 長]	他にご質問等はございませんか。
[狩 野 委 員]	ありがとうございます。南山小学校のほうに寄せていただきまして、去年に寄せてもらった時より、学校の中がずいぶん綺麗になったなっていうことを感じました。本当に、校長先生が変わられて職員のみなさんとチームを作ってもらっちゃって、それこそ学校の環境を綺麗にしていこうというような、スタッフで取り組んでいらっしゃるやなっていうことを感じました。やはり勉強するっていうのは、落ち着いた環境が非常に大事なかなと思います。それで、中学校に行きますとね、学校の清掃に入ってくださいるんですよね。小学校のほうは、児童が清掃するということで、あの、違ってたらごめんなさい。入ってくださってるんですか。
[川 中 次 長]	入ってます。
[狩 野 委 員]	今日、南山小学校はずいぶん綺麗になったなって思ったんですけども、また、これからいろんな小学校を周らせていただくうえでですけど、小学校と中学校の環境の違いっていうので、気になったものですから、本当に学校は綺麗であって欲しいなっていうことを願ってこんなことを言ってしまいました。
[川 中 次 長]	今、多分ねコロナの関係のご指摘かなと思ったんですけど、去年まではスクールサポートスタッフって言ってたんですよ。今年から教員業務支援員っていう形でまた名前が変わりまして、清掃、消毒等には、各学校、全部入っておりますが、これも清掃専門ではなくて、先生方のプリントの印刷であったり、配付物の準備であったり、教材の準備であったり、各学校で使い方が違うんですよね。だから、その方をどこに扱うかっていうことによって、学校によっては当然変わってくるかなと思っています。基本的な清掃は、子どもたちが自分たちの学びの場をするっていうのは、これも日本の教育のある意味いいところかなと私は思ってい





[教 育 長] [橋 本 委 員]	く行けるようになっていう形で、当時の保護者の方が工夫されたものだというふうに、私も理解しているところです。それから、水泳の指導なんですけれども、確かに本市もスイミングスクールが3施設ございます。割と良い位置にありますので、やりやすいのではないかなと思ってはいますし、当然、屋内ですので、年間通じて要は出来るっていうのは、一つのメリットがございます。まあ、施設だけを借りるってこともありますし、そこと指導委託していくってこともありますし、私共としても予算の見積もりをいただいてみたりだとか、それぞれの業者様と打ち合わせをさせていただきながら、出来る限りやれるような形では行きたいなと思ってはいるところでございます。 他に何かご意見、ご質問等ございませんか。 私も、感想、並びにちょっとした考え方というようなことを、あるいは、質問になるかもしれませんが、 橋本幼稚園ですけれども、やはり園長先生がいろいろな大きな研修会を主催され、参加され、一歩前に進められようとする、まあそういうようなのも感じつつ、しかし、園内の状況を見ますと、先ほどから出ておりますけれども、毎回議論になっておりますけれども、少子化のスピードがやはり速いと、5歳児13名、4歳児7名、3歳児で8名、やはり集団を育てるという辺りのところへの方法ですね、より積極的な方法、具体的な方法、より一歩進んだやり方、あるいは同時に先生方のいろいろな情報提供を、まあ研修を進めていくという辺りのところですね。子ども園化の方向に進む以上は、やはりそこを幼稚園の先生、保育園の先生あるいは小学校の先生等ですね、そういうような先生が一堂に会して話が通じるといいですか、一定の基礎的な情報がある程度担保されているというかならないと、会議を持たれても進まないと思いますし、具体的なエビデンスを基にした話にはならないというふうに思いますので、まあ出来ましたらですね、ICT機器等をうまく活用して情報交換の場、研修の場、具体的に今日こういうことがありました、こういうことをやっています、こういうようなことを日常的にというんでしょうか、幼稚園が保育園、保育園が幼稚園に、あるいは小学校1年生、特にこの辺りのところですね、小学校との辺りのところで共有をしていただくと、いろんなことがなされているんでしょうか。あるいは、やる余地があるんでしょうか。こういった辺りについて、もし教えていただければありがたいというふうに思います。 それから、コロナのほうがいぶ落ち着いてきているので、より積極的な、直接的な交流ということで、リレーとかサッカー交流とかご紹介がありましたけれども、園ごとですね、1日ここで過ごす、保育園との交流の日にすると、こういうふうな形で、バス移動になるかもしれないですけど、規模的にも、非常にスペース的にも可能な状況になっているかと思っています。そういうようなことがどうなのかなと、素人で何にも分かりませんので、そんなことは無理なんだと、基本的に無理なんだというようなこともあるかもしれません。この辺りのところを教えていただきたいと、いろんなところが、特にいろいろな今までの話をお聞きしてですね、感じたところであります。 それから、実態的には、28名の園児さんがおいでになるわけですが、そのうちの8名が特別支援を要する方であると、公立の方向にそういった方を受けの傾向が強いということであると、ある意味では、特別支援を要する方とどうでしょうかね、広くこの学び合える交流できる、こういう場が日常的に提供されると、そういう学びを持って小学校に行けると、こういう利点は当然あるかなと思いますけれども、外国人籍であれですね、こういう特別支援を要する方であれ、あの現場の先生方、これ支援員加配をたくさん入れていただいているということで、手当をされていることは非常に、良くわかりますが、この方々との情報共有も日常的にやらないと、特に園長先生はチームプレイというようなことをおっしゃっておりますので、こういうようなものもなかなか、園の経営としてはですね、難しいことがあるのかなと。特に、コロナで1人お休みになると、直近、コロナでお休みになった方が出て、園長先生がずっと対応したというかなことも聞きますし、小規模になればなるほど、園経営はいろんな面で、緊急的な対応が難しくなると、柔軟性も難しくなると、まあ前回お話ししていることばかりなんですけれども、こういうような園経営の問題と少子化に対応する次へ
-------------------------------------	---



のステップ、保育園、幼稚園の交流並びに小学校との具体的なエビデンスに基づく体制づくり、あるいは共同のカリキュラム開発、こういうようなところについての歩みですね、見通し、歩み、進み具合、この辺りのところがもし何かこういうふうな方向で今進んでいるんです、というようなことをお教えいただければありがたいと思います。

それから、南山小学校のほうでございますけれども、先ほどより、おっしゃっていただいておりますように、やはり校長先生が変われば学校が変わるというような辺りのところを強く感じさせていただきました。やはりいろんな経営の仕方があるんだなというようなことをですね、まあ校長先生のマニフェストというような形で提示されているのは、やはり人間関係づくりであると、ここに尽きるんだと、学力も全部そこに参入して行くんだと、長い目で物を見て考えているんだと、人づくりはそう簡単に出来ないんだと、先生方と子どもたち、人権感覚というんでしょうか、非認知能力というんでしょうか、こういったところを重点を与えつつ、幅広い学校経営をされているという辺りが非常に感じられる訪問でございました。

[成 田 課 長]

失礼いたします。まず1つ目から、ICT等を用いて常日頃、園運営、園であったことなどを報告していただいているところなんですけれども、毎日、定例で報告し合うってことは無いんですけれども、特に、コロナ禍においては、毎月、園長会であったり、補佐会であったりですね、こういったことに配慮しながら行事をすすめたとか、そういったことは常日頃から、情報交換っていうのはさせていただいております。また、幼保間の交流のところでございますが、これは、コロナでなかなか出来なかったこともあるんですけれども、また、今年度から従来どおりですね、例えば、幼稚園の先生の夏休みに保育園の方に行かせて貰って保育を見たりだとか、これはコロナ禍でもやっておりましたけど、保育園側が八幼研の方に参加させていただいたり、そういった幼保間の交流っていうのは、今現在も進めさせていただいております。バスの導入につきましては、本市の場合は、コンパクトシティにあたりますのでね、今現時点ではその考えはございません。で、園児は減少しております。これを踏まえまして、園の課題が山積しております。幼稚園、保育園、それぞれどういった方向性でやるのかというところなんですけれども、狩野委員もこれまでご紹介していただいておりますように、今、国の指針ですね、幼稚園教育要領であったり、保育所保育指針で子どもが就学までに育てて欲しい姿っていうものが、それぞれ統一されておまして、市といたしましては、幼稚園だからこう、保育園だからこうというのではなくですね、それぞれ一緒の方向に向かって進んでいると、ご家庭の状況によってそれぞれの施設を選択していただくものであるのかなというふうに考えておりますので、今でも、合同園長会なんかもさせていただいております。あまり幼保間の方向性にずれがないように配慮を進めているところでございます。

[教 育 長]

他に、何かご質問等はございませんか。

[橋 本 委 員]

ありがとうございました。要は、子ども園化するに際して、子ども家庭庁がですね、やはり一本化されずに、そのまま行っているというあたりに不安を持っているわけで、結局、具体的にどう進めるんだというような辺りのところで、いろいろ考えておられてやっておられるんだと思いますけれども、なかなか進みにくいと、こういう状態がどの現場でもいろんな事情についてありました。こういう時に、打開しているのは、現場の実践的な動きなんですよ。現場からの動きなんですよ。だから、是非、この現場でいろいろなことに取り組んでいただいて、交流していただいて、具体的なエビデンスに基づくディスカッションをしていただいて、提案をしていただくと、それを積極的に受け入れると、あるいは、アドバイスをいただくと、こういうようなところに、特にですね、若い人のことばかりで申し訳ないんですけれども、国の方がそういう状況であまり大きく動かない以上ですね、責任の所在は関係しないとは言いませんけれども、もたもたしてるような時には是非、その辺りが重要になるのではないかとということで、改めてお願いしたいと思います。

[狩 野 委 員]

すみません。今、橋本委員がおっしゃった中でね、課長もおっしゃったんですけれども、例えば、幼児期の終わりまでに育てて欲しい姿というのが、明らかになりましたよね。それで、国はどの園で過ごしても同じ力を育てていくことができるようにってということで、三法



で、幼稚園教育要領等を揃えられたかなと思うんですね。で、あのこれは例えばですけども、その幼児期の終わりまでに育て欲しい姿、これを小学校に繋げて行くために、それぞれ、具体的にね、幼稚園の先生と保育園の先生と子ども園の先生がね、実践例を持ち寄って、こういうことがそうやなっていう研修等をされて行って、是非、この力を小学校で途切れさせないように育てて行って欲しいというようなね、研修を持つっていうのも一つのとても大きな成果に繋がるんじゃないかな、八幡市の子どもを育てていくという視点からも大事なことやないかなって思いますので、今求められている課題を日々の保育の中から、きっちりと何が育っているのか、どう育てて行きたいのか、そして小学校にどう接続させていきたいのかっていうあたり、一緒になって勉強していただいて、小学校側からも、今日、南山小学校のマニフェストを見せていただきますと、校種間連携というところで、幼稚園からの授業参観や懇談の機会を増やし、小学校での学習活動について理解してもらい、園との意見交流を図るっていうようなこともありますので、幼稚園、保育園、子ども園が一つになって、八幡市の子どもについて話し合い、更にそれを、じゃあ就学前にはこういう育ちがあったんですよっていうことで、小学校に繋げていただけたら、豊かに、本当に、あまり途切れさせずにね、育ていけるんじゃないかなんていうことも思いますし、架け橋プログラムのほうにもそういうことが示されてるんじゃないかなと思いますので、是非、本当に保育幼稚園課か教育委員会が中心になって、そういう機会を設けていただけたら、ありがたいなっていうふうに願っております。

[教 育 長]

他に何かございませんか。

[狩 野 委 員]

何回もたびたび、申し訳ございません。最近ね、今日の訪問ではなくて、別件になるんですけども、テレビ、新聞等でヤングケアラーの話がずいぶん出ていると思うんですね。先日、私も遅ればせながら、八幡でこんなことがあったんやっていうのが、文化センターで、新聞記事なんですけど、講演会がもたれて、本当に本人がなかなか家の手伝いをしているような感覚でいるから、周りの大人が気付いていきましようみたいな記事が書いて、講演のなかであつたかと思うんですけども、本当に、今後、教育委員会の方でも考えていかなきゃいけない内容かなって思いますので、もし、現状でね、ヤングケアラーの度合いについて把握してますからっていう八幡市の現状、教えていただけたらありがたいなと思います。

[川 中 次 長]

狩野委員がご指摘いただいたのは、福祉部の方で、市全体の方でやっていただいた部分で、実は各保育園、幼稚園、それから小学校、中学校、それぞれ必ず1名ずつ行くようにという形で、教育委員会から指示させていただいて、小中学校の教員も参加したところでございます。また、この8月1日に、教職員の研修大会、これも3年ぶり、コロナ禍だったので3年ぶりに合同で行うんですけども、その際にも、実は立命館大学の斎藤先生、ヤングケアラーの専門家でございますので、その先生をお呼びいたしまして教職員全体でヤングケアラーの研修を受けるように段取りをしているところでございます。委員ご指摘のように、ヤングケアラーにつきましては、今昨今の大きな課題になってきていますが、実はこの課題っていうのは昔からあった課題かなと、それが極端になってきているのかなっていうのと、先ほどご指摘もありましてけど、本人はそんなに思っていないことも多々あるような、それが普通であると、他と比べるわけじゃないので、というようなところがあるのかなっていうふうに感じているところでありますが、やはり学校として子どもたちを育てるっていう意味においては、やっぱりきちっと見てあげて、対応していただくことが大切かなというふうに思っています。直近の数字は今、持っていないのですが、多分、去年、一昨年末くらいの数字で、確か13人程度、本市の学校としてヤングケアラーとして把握している人数が13人程度と確認しております。具体で行きますと、やはりお母さんの精神的な疾患のケアでありますとか、それからやっぱり弟なり妹なりっていう方のケアでありますとか、それぞれそこは個々によって違いはあるかなというふうには思っています。何より私どもとしては、やっぱり教職員の感度を高めること、それが1番大事だろうな、で、具体的な、教育委員会としてヤングケアラーに対して何かできるかって、それはもう私どもの範疇ではございませんので、やはりきちんと感じて、相談を受けて、適切な場所につないでいく。それがやっぱり、小・中学校



[教 育 長] [橋 本 委 員]	の１番大きな役割ではないかなと思っていますので、それができそうな教職員になるように研修方法を進めてまいりたいというふうに考えているところです。 他に何かございませんか。 教えていただきたいのですが、今日の南山小学校でこれがもう少しあればいいのになというのが、スクールソーシャルワーカーの話だったんです。やはり家庭に問題があった時にそれをスクールソーシャルワーカーに繋げると、中学校は常駐されているが小学校は、システムが違うんだというようなことで、月に１回とおっしゃておりましたけども、しかし、現場のニーズとしては、中学校と同じように、ご兄弟がおられなくて繋げるといようなところはあるようなんですけれどもね、この辺はどうなっているんでしょうか。
[川 中 次 長]	ソーシャルスクールワーカーでございますけども、本市の場合は、中学校区に１名配置、だいたい週１回、１日勤務するということになっておりますので、簡単に言いますと、月に４回あったら中学校２校行って小学校・小学校というのが普通のパターン。ただ先ほどもご指摘がありましたように、兄弟関係がどうしても多いですので、その辺りは割と臨機応変に動くようにはお願いしているところです。ただ、本市の場合、京都府から２名、市の単独で２名という形で、中学校全部に配置をしていますので、多分、他市町に比べれば、これでもまだ配置は出来ているほうだと思っはいるんですけど、実際の現場の感覚でいくと、やっぱり足りないという感覚かなというふうに思っています。スクールカウンセラーにしてもスクールソーシャルワーカーにしても、その専門家が常駐できるような状況には、なかなかない、せめて私どもとしては、１週間くらい必ず来てよね、どこの学校もねっていうような思いは持っていますが、スクールカウンセラーにしてもなかなかそこまでは、現実に進んでないような状況なのかなというふうに思っています。ただ、出来る限り機動的に、今日はどこどこ中学校の日だから小学校は行けない、というのではなくって、特に緊急的なところもありますので、その場合に学校は悩むみたいです。水曜日しか来られなければ、例えば、金曜日に緊急対応が起こった時に相談がなかなかできないんですよ。動きにしてもアドバイスも受けられないというところがあるので、それで、臨機応変に行けるようなシステムが何かあればいいのかなというふうに思ったりはしているところです。私ども、当然、教育委員会としてもそういう突発的なものについては出来る限り、学校からの相談を受けて適切に対応するには、指導主事も含めて対応しておりますけれども、やはりそういう福祉の専門家って意味では非常に大きい、学校でも頼っているところは、今、委員のお話にもありましたけれども、そういうところあるのではないかなというふうに思っています。ありがとうございます。
[教 育 長] [佐 野 委 員]	他に何かご意見、ご質問はありますか。 すみません。全然、話がちがうんですけど、八幡市でスケートボードパーク、開かれてますよね。あれについて、小学校や中学校の生徒さんたちが利用されているかな、今、登録が事業団で聞いたら６００人くらい入っているというふうに聞きましたので、問題点とかそういうのは聞かれてないでしょうか。
[川 中 次 長]	特に、学校のほうからとか子どもたちのほうから、何かそういう声が私どものほうに届いていることはないので、一定、うまく使われているのではないかなというふうには思っています。社会教育課のほうでも、子どもふれあい体験教室でしたっけ、そちらの方でも今回、スケートボードの体験教室を開いていただく等ですね、周知にも進めていただいておりますので、子どもたちにも非常に人気のあるスポーツでもありますので、特に、そこでトラブルとか、今現時点で、私どもの耳には入ってきておりません。
[佐 野 委 員]	ありがとうございます。良かったです。近隣、久御山町とあって八幡市は初級者レベルやって聞きまして、ちょっとうまくなったら京田辺に行くっていうふうに、場所によって住みわけができていっているのかなって、揉め事とかないようでしたらうまいこと利用できているのかなと、ありがとうございます。
[教 育 長]	他に何かご質問等ございませんか。無いようでありますので、４．その他を終結いたします。



[長 尾 課 長] [教 育 長] [長 尾 課 長] [教 育 長]	次に、配布資料について、事務局より説明願います。教育総務課。 5. 配布資料 本日の配布資料です。きょうとふの教育のNo.149、それと、生涯学習センターと公民館のそれぞれの、令和3年度の事業報告書と令和4年度の事業計画書、それと、5月分の議事録の写しでございます。以上です。 それでは、次回、定例教育委員会につきまして、説明、願います。教育総務課。 次回の定例教育委員会の日程でございます。7月12日火曜日、午後2時15分から分庁舎2階、会議室Aで行います。学校訪問につきましては、10時00分から、いつもより30分早いですが、中央小学校、11時00分から男山第二中学校でございます。 定例教育委員会終了後、3時30分から、総合教育会議を開催する予定です。以上でございます。 5. 閉会 よろしいですか。では、以上をもちまして、6月度の定例教育委員会を閉会させていただきます。ご苦勞様でございました。 (
---	--

令和4年度スタディサポート事業（鳩嶺教室）について

1 申込者数・受講者数

小学生対象事業

R4 学年	4 年		5 年		6 年		合計	
	申込者数	受講者数	申込者数	受講者数	申込者数	受講者数	申込者数	受講者数
八幡小	2	2	4	3	3	3	9	8
くすのき小	5	3	10	8	8	8	23	19
さくら小	3	1	1	1	6	4	10	6
橋本小	1	0	5	5	0	0	6	5
有都小	0	0	6	2	6	3	12	5
中央小	3	1	2	2	1	1	6	4
南山小	1	1	3	2	1	1	5	4
美濃山小	1	1	1	1	2	1	4	3
合計	16	9	32	24	27	21	75	54

中学生対象事業

R4 学年	1 年		2 年		3 年		合計	
	申込者数	受講者数	申込者数	受講者数	申込者数	受講者数	申込者数	受講者数
男山中	9	7	8	7	17	17	34	31
男山二中	18	15	23	21	26	25	67	61
男山三中	11	10	19	18	13	11	43	39
男山東中	7	6	2	2	7	6	16	14
合計	45	38	52	48	63	59	160	145

2 申込者数前年度比較

小学生対象事業	R3 : 85 名	R4 : 75 名
中学生対象事業	R3 : 214 名	R4 : 160 名

松花堂昭乗イラストコンテストについて

1 趣旨

本事業は、市制45周年を記念し八幡市の芸術・文化の発信、シビックプライドの醸成、子ども達の創造性の育成のため、小・中・高校生を対象に、全国からイラストを募集し、コンテストやイラスト展等を開催する。

本事業により、八幡市の認知度の向上とイメージアップを図り、このコンテストを契機として、今後、文化芸術に触れる機会が多い市として、市を訪れる交流人口の増加を目指す。

2 委託業者

一般社団法人京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）

契約期間 令和4年5月2日から令和5年3月31日まで

契約金額 7,000,000円（税込）

3 応募期間

令和4年7月1日（金）から11月30日（水）まで

テーマ「わくわく」

江戸時代、石清水八幡宮の社僧・松花堂昭乗は、書や絵画、茶の湯の諸芸で、自分も周りも“わくわく”させた、多芸多才な文化人として知られていることを考慮したテーマ。

4 授賞式

令和5年3月4日に、松花堂庭園・美術館で開催予定

所 報

令和 3 年度

八幡市教育支援センター

は じ め に

八幡市教育支援センターでは、令和3年度八幡市教育委員会「学校教育の方針と目標」に基づき園・学校・関係機関との連携を一層深めながら下記の事業について実施してまいりました。

1 教育相談

教育支援教室「さつき」に通室する児童生徒、学校に通いながら、心に様々な悩みをもつ児童生徒とその保護者への教育相談を行いました。

相談活動を行っていく上で、各校の教育相談担当者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育関係機関との連携を図り、より効果的な活動を進めました。

2 不登校解消に向けた取組

本市学校教育の大きな課題である不登校の解消に向けて、不登校の状況把握及び課題分析を行い、各学校や関係機関との連携を強めるなかで、学校復帰及び社会的自立に向けて不登校児童生徒への支援に取り組みました。

また、不登校児童生徒の支援のための教育支援教室「さつき」において、通室児童生徒の課題を踏まえて小集団や個別での支援を進め、将来的な社会的自立に向けて取り組みました。

3 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた早期からの取組を支援するという視点に立ち、各学校の特別支援学級、通級指導教室の運営及び通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への教育について指導助言を行いました。

幼児児童生徒の障がいの状況に応じた教育を支援するための就学相談を保護者、学校及び関係機関との連携により進めました。

以上、本年度積み重ねてきた教育支援センター事業の成果と課題を踏まえて、本市の教育課題の解決に向けて、日々邁進していく所存です。

今後も、ご指導・ご支援いただきますよう、よろしくお願いいたします。

八幡市教育支援センター 所長 濱田 将行

ご あ い さ つ

不登校対策及び特別支援教育の推進並びに教育相談の充実を図ることを目的に設置した教育支援センターも、この3月で満10年を迎えました。「不登校児童生徒への支援や不登校問題への対応」「児童、生徒、保護者の不安解消や心理的な支援」「発達に課題を抱える児童生徒への支援」等、子ども達への援助・支援が求められる今日、本市の教育にとってなくてはならない施設になりました。

さて、文部科学省が全国の小中学校を対象に調査した結果によると不登校者数は平成25年度から増加の一途をたどり、令和2年度には19万6千人を超え過去最多となりました。少子化により児童生徒数が減少する中、不登校者数は5年間で約6万5千人以上増加しています。

本市でも、小学校でおよそ93人に1人、中学校に至っては17人に1人が不登校になっているという状況です。各小中学校には、家庭訪問や別室、放課後登校での支援など不登校児童生徒に対して丁寧な取組を続けていただいておりますが、不登校者数の減少に至っていないのが現状です。

令和元年10月25日に文部科学省から出された通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」には、不登校児童生徒への支援を進めるうえで、教育支援センターを中核とした体制整備や支援ネットワークの整備の必要性が記されています。不登校児童生徒が増加する中、教育支援センターの課せられる役割は、今後さらに大きくなっていくものと考えております。

教育支援センターは、各学校をはじめ関係機関の皆さまとの連携を密にした実践をこれからも続けてまいります。益々のご支援とご鞭撻を賜れば幸いです。

令和4年3月

八幡市教育委員会
教育長 小橋 秀生

目 次

はじめに

ごあいさつ

I 八幡市教育支援センターのあらまし・・・・・・・・・・ 1

II 八幡市の不登校対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

III 教育相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

IV 教育支援教室「さつき」・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

V 特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

VI 教育支援委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

資料

あとがき

I 八幡市教育支援センターのあらまし

1 沿革

平成 24 年度 八幡市教育支援センター開設
初代所長 土山 久二 就任
平成 25 年度 文部科学省「いじめ対策等生徒指導推進事業」委託
文部科学省「早期からの教育相談・支援体制構築事業」委託（～26 年度）
平成 26 年度 二代所長 仲辻 秀樹 就任
平成 29 年度 三代所長 信次 剛司 就任
平成 31 年度 四代所長 長村 長信 就任
令和 2 年度 五代所長 近藤 一郎 就任
令和 3 年度 六代所長 濱田 将行 就任

2 所在地

京都府八幡市男山笹谷 2

TEL (075) 982-3001

FAX (075) 982-3002

Mail: yawata-center@kyoto-be.ne.jp

3 所員構成

所 長	1 名	庶 務	1 名
指導主事	3 名	教育相談員	2 名
カウンセラー	7 名	支援指導員	9 名

4 八幡市教育支援センター事業実施要綱より

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、八幡市教育支援センター事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 2 条 事業は、不登校対策及び特別支援教育の推進並びに教育相談の充実を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第 3 条 事業の内容は、次に掲げるところによる。

(1) 不登校に関すること

- ア 不登校の児童生徒への適応指導及び学習指導
- イ 不登校の児童生徒又はその保護者からの教育相談
- ウ 不登校の児童生徒の在籍する学校と関係機関（スクールカウンセラーを含む。）との連絡調整

(2) 特別支援教育に関すること

- ア 教育支援委員会の事務
- イ 学校と関係機関との連絡調整

(3) 第 1 号イの教育相談を除く教育相談

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために教育委員会が必要と認めること

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 八幡市教育研究所設置要綱（平成 5 年 3 月 25 日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅱ 八幡市の不登校対策

すべての子ども達、特に困難な状況におかれた子ども達を、愛情と信頼と期待とで包み込んで、子ども達が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし「自己肯定感」をはぐくむことが、教育にかかわる者の責務のひとつであると考えます。(第2期 京都府教育振興プランより)

不登校児童生徒も、困難な状況におかれている子ども達です。教育相談、不登校児童生徒への支援、特別支援教育の充実を業務とする八幡市教育支援センターでは、3つの機能の関連を図り、不登校児童生徒に「包み込まれているという感覚」を実感させるなかで、進路を保障するために学校や関係機関との連携を図ります。

1 学校では、

- (1) 児童生徒が不登校とならない魅力ある学校づくり（Q-Uの活用）
- (2) 日常的な家庭へ働きかけと支援
- (3) 「不登校対応マニュアル」の趣旨を踏まえた早期発見、早期対応
- (4) 別室指導等、教室復帰に向けた体制の整備
- (5) 小中連携による「中1ギャップ」の解消
- (6) スクールカウンセラーの活用も含めた教育相談体制の構築
- (7) 関係機関への迅速な接続、積極的な連携
- (8) 教員以外の積極的な人材活用

3 連携のために、

- (1) 指導主事の学校訪問による課題の明確化と支援
- (2) 教育相談担当者会議での各校実践の交流と共有化
- (3) 多様なアプローチを考えるケース会議
- (4) 不登校解決に向けた資質向上のための研修

2 教育支援センターでは、

- (1) 指導主事の学校訪問による状況把握
- (2) 各種調査の実施
- (3) (1)及び(2)にもとづく課題分析と不登校対策室会議による方向性の構築
- (4) カウンセラーによる教育相談
- (5) 教育支援教室「さつき」による社会的自立、学校復帰に向けた支援
- (6) 特別支援教育の視点を踏まえた課題解決への支援

Ⅲ 教育相談

1 教育相談概要

八幡市教育支援センターが開設されて10年が過ぎ、市内各学校からの認知度も高まってきた。平成5(1993)年に八幡市教育研究所の1事業として教育相談がスタートして以来、市内の幼稚園・小学校・中学校の不登校及びその他の悩みをもつ幼児、児童、生徒、保護者の相談を行っている。

相談については、臨床心理士等の有資格者であるカウンセラーが援助を行っている。また、龍谷大学の内田 利広 教授からスーパービジョンを受けながら、より専門的な教育相談活動を行っている。

(1) 目 的

八幡市内の幼児、児童、生徒の健全な成長を願い、カウンセラーが本人や保護者、園や学校の先生方と一緒に考えながら、問題の解決に向かうよう援助・助言を行う。

(2) 対 象

八幡市在住で幼稚園、小学校、中学校に通う子ども、その保護者(市外の園・学校含む)

(3) 相談内容

- ・学校(園)に行きにくい、行けない
- ・友達とうまく関われない(対人関係)
- ・いじめによる心のケア
- ・情緒が不安定 イライラしている
- ・性格や行動に課題がある
- ・落ち着きがない 注意散漫である
- ・気になるくせがある
- ・その他、子どもに関わる課題

(4) 相談方法

相談方法は面接による相談を基本とするが、相談者の事情や匿名、単発の相談もあり、電話による対応も行っている。

面接相談については、幼児・児童・生徒にはプレイセラピーやカウンセリングを、保護者についてはカウンセリングを行う。また、原則的にセンターでは心理検査を実施しないが、特別な場合は検査を実施し、その結果に基づいた援助や助言を行うとともに、通級指導教室や外部専門機関等の必要な紹介も行う。

(5) 開設時間

毎週 月曜日～金曜日(午前10時～午後5時) *祝日・年末年始を除く

(6) 担当者

スーパーバイザー: 1名 カウンセラー: 7名 教育相談担当指導主事: 1名

(7) 相談までの手順

ア 受付

教育相談担当指導主事が、学校経由または保護者等による相談申込を受け付ける。

イ 受理面接(インテーク)

カウンセラーが、対象園児、児童、生徒の課題や状況を保護者から聞き取り、把握する。

ウ 受理会議

インテークを基に、スーパーバイザーの指導を受け援助の方向を協議し、相談担当

カウンセラー等を決める。

エ 面接相談開始

親子並行面接を基本とする。

相談に来所する園児、児童、生徒及びその保護者の相談はカウンセラーが担当する。

オ 相談の中断・終結

来談者と担当者が相談し、双方が終了できると判断した場合、スーパービジョンを経て中断・終結とする。

市外転出や中学校卒業の場合は終結とする。

(8) 学校及び関係機関との連携

教育相談に関わる児童、生徒の在籍する学校とは、随時に「教育相談学校連絡会」を開き、担当カウンセラー、教育相談担当指導主事と学級担任、教育相談担当者、管理職、スクールカウンセラー、通級指導教室担当者等と連携を図りながら相談を実施している。

また、それぞれのケースについては、必要に応じて児童相談所や家庭児童相談室などの関係機関と連携をしながら相談を進めている。

(9) その他の関連事業

ア スクールカウンセラーの学校派遣

年間2回の「スクールカウンセラー連絡会議」を開催し、市内の児童生徒、保護者の相談等の状況交流と課題整理を行い、連携して相談活動を行っている。

イ 「教育相談担当者会」の運営

市立小中学校の教育相談担当者がセンターに一堂に会し、年間4回の「教育相談担当者会」を開催している（今年度は蔓延防止等重点措置及び増加する学級閉鎖等の状況を踏まえ、一堂開催ではなく、紙上交流を1回実施）。学校や担任が進める教育相談の取組や内容について、スーパーバイザー、教育相談担当指導主事などが相談・援助に当たっている。

また、「教育相談担当者会」において「中学校キャンパス別研修会」やワークショップ研修を開催し、指導・支援の力量を高め、小中学校における不登校の課題を交流するなど、不登校に関わる小中連携を進めている。

2 教育相談の状況（実績）

(1) 電話相談・面接相談・訪宅相談の延件数（表1）

今年度、教育相談として相談を受けた件数は、令和4年3月31日時点で、延べ1,216件である。

昨年度は1,607件であり、391件減少している。

新型コロナウイルス感染症拡大の中、不登校児童生徒数が増加している状況である。スクールカウンセラーの配置時間がコロナ追加派遣により増加していて、学校での相談数が増えていることも遠因と思われるが、減少要因は定かではない。

校種別では、幼稚園が0件、小学校が408件、中学校が808件、高校他が0件である。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
面接相談	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小学校	22	25	34	26	3	36	42	31	27	24	27	326
	中学校	45	39	71	47	6	69	62	59	62	46	48	610
	高校他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	67	64	105	72	9	104	104	89	89	70	75	936
電話相談	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小学校	7	3	14	8	2	12	6	1	8	10	2	61
	中学校	4	24	11	14	7	13	22	19	5	20	16	169
	高校他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	11	27	25	22	9	25	28	20	13	30	17	249
訪宅相談	幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中学校	4	3	4	0	0	0	2	2	1	4	8	35
	高校他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	4	3	4	0	0	0	2	2	1	4	8	35
合計	月別	62	94	134	94	18	128	132	109	103	104	100	1218
	種別	幼稚園	0	小学校	408	中学校	808	高校他	0	0	0	0	1216

（表1）令和3年度 電話相談・面接相談・訪宅相談

昨年度は、幼稚園が0件、小学校が459件、中学校が1,148件であった。小学校・中学校ともに減少している。中学校の相談件数は、相談全体の66%で、昨年度の71%を下回っている。

相談実人数（図1）同様、延べ件数においても“不登校”や“登校しぶり”に係る相談が中学校相談件数のおよそ8割を占めている。

学校からの相談事案が増えている状況が見られ、支援センターと学校との連携が進んでいることを示すものである。学校だけでは抱えきれない課題、学校と関係機関との連携が必要な課題が増えてきている現状がうかがえる。

幼稚園の相談は0件で、就学前の相談件数が少ないのは、本市の福祉部による子育ての相談機関があるためと考えられる。

（2）校種別相談別相談実人数（図1）より

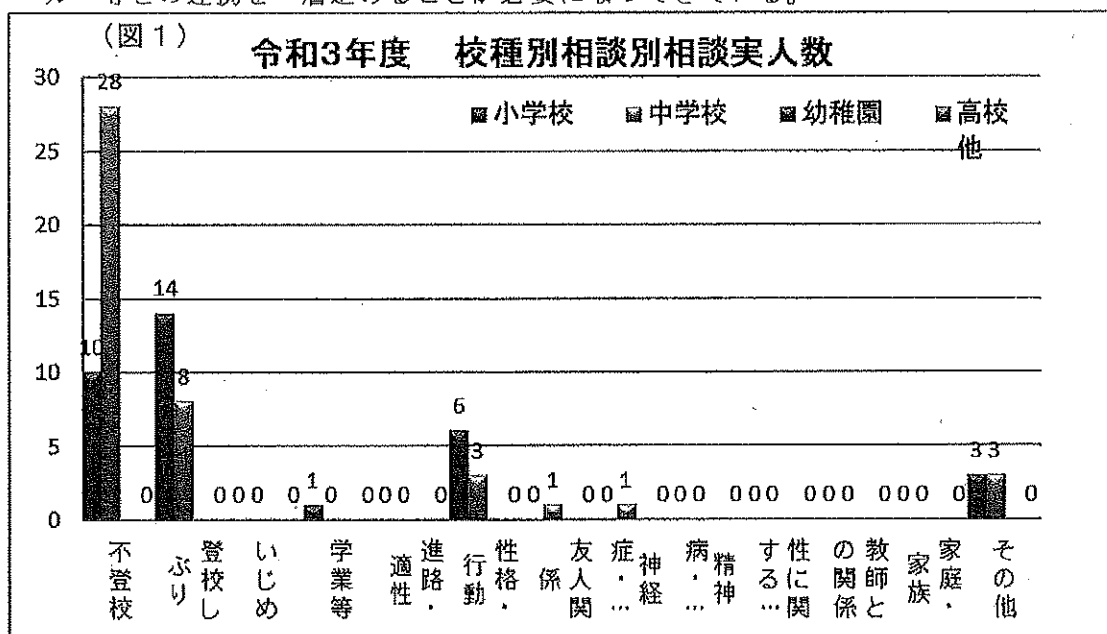
相談実人数の合計は78人で、校種別で見ると幼稚園が0人（0%）、小学校が34人（44%）、中学校が44人（56%）、高校他が0人（0%）であった。昨年度は、74人で、幼稚園0人（0%）、小学校30人（41%）、中学校44人（59%）、高校他が0人（0%）であった。

相談内容別に見ると、中学校では“不登校”についての相談が64%であり最も多い。また“登校しぶり”についての相談が18%あり、“不登校”及び“登校しぶり”で中学校相談実人数全体の82%を占めている。発達障がいに係るケース、学習の遅れ等により一斉型の授業を受けることへの困難に係るケース等もここ数年増えてきている。

小学校では、“不登校”についての相談が29%、“登校しぶり”についての相談が41%ある。小学校期から中学校入学後の不登校につながるケースも見られる。

“性格・行動”についての相談が、小学校では17%で全体の約2割を占めている。成長期の中で見られる情緒面の不安定さ、集団適応の難しさ、家族関係の不安定さ、発達障がいに係ることなど様々な背景を持つ相談となっている。

今後、相談内容がますます多様化、複雑化していく可能性がある。スクールカウンセラーをはじめ、通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等との連携を一層進めることが必要になってきている。



今年度は必要に応じて「教育相談学校連絡会」を行い、計4回開催した。学校と状況の交流や情報の共有を図ることで、不登校児童生徒の理解や支援が向上することにより、学校や友人との関係が改善したり、教室の環境改善により学級に適応しやすくなったり、別室登校したりするなどの効果が期待できた。

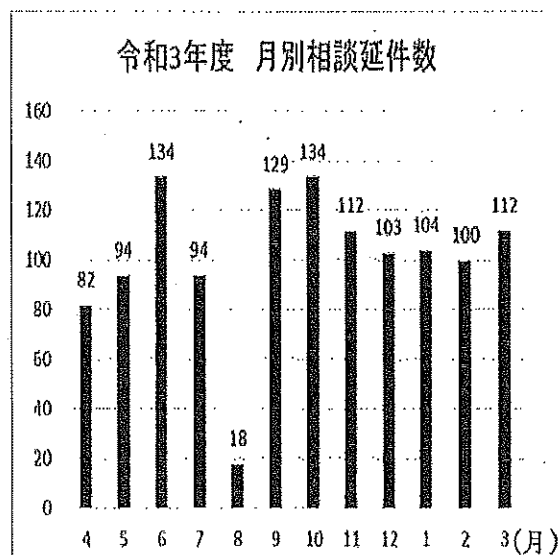
(3) 月別教育相談件数(図2)より

6月と10月の相談件数が130件を超え、相談件数が134件に達している。

1学期中旬は、コロナ禍の中ではあるが、児童生徒同士や担任との人間関係、学級内での友達関係などが一定できてくる時期である。新しい人間関係を作りづらかったり、うまく集団に入れなかったり、自分らしさを出しにくかったりする中での不安感などが大きくなっているのではないかと考えられる。

2学期中旬は、コロナ禍の関係で運動会や体育大会、発表会などの学校行事も感染拡大防止のため、規模縮小や内容を変更して実施されたが、行事等に入りにくかったりするケースもあれば、取り組んできた行事が終わり、次の目標を持ちにくかったりするケースや夏休み以降からのエネルギーが途切れてしまったりするケースなどが考えられる。

3学期は、年度替わりを意識する時期である。年度末が近づく中で自らの課題を解決できていないと思う不安感、新たな学年に向かう気持ちの整理がつかない状態での不安感などが背景にあると考えられる。



(図2) 令和3年度 月別相談延べ件数

3 成果と課題について

(1) 成 果

- ・ インテークの方法を工夫改善したことで、保護者からの直接相談や学校(スクールカウンセラー)、家庭児童相談室などの関係機関からの情報提供や相談を受けて、速やかに対応することができた。
- ・ 教育相談では、児童生徒自身に係る相談をはじめ、保護者の子育てに係る相談など、不登校や登校しぶり以外の相談も多くある。親子並行面接や保護者のみの相談を丁寧に行うことで、課題改善に向けての支援を行うことができた。
- ・ 毎週水曜日を基本として受理会議を開催し、スーパービジョンを受けながら、面接担当者の決定、継続中の児童生徒・保護者への対応等について適切に動けた。
- ・ 児童生徒と保護者の並行面接相談を基本とし、プレイセラピー、カウンセリングで両者を支援することができた。
- ・ 学校への緊急支援について、所内でも対応のプロセスや手順を年度当初に再確認している。学校に対しても当初の校長会や教頭会に参加し、緊急時における学校や教育委員会、教育支援センターの連携について、確認することができた。
- ・ 「教育相談学校連絡会」については、学校と教育支援センターの双方の必要度に応

じて開催した。相談ケースに応じて、当該学校の管理職、担任、学年教員、教育相談担当者、養護教諭、児童相談所や家庭児童相談室の職員等が出席して協議することができ、支援・指導に生かされた。

- ・「ケース会議」を年3回開催し、児童生徒や保護者への状況や内容、支援について協議し、情報共有すると共に、スーパーバイザーからのスーパービジョンを受けてカウンセリングやセラピーに活かすことができた。
- ・「教育相談担当者会」を年4回開催し、学校における教育相談の取組状況や課題についてスーパーバイザーが支援に当たった。また、その中で中学校キャンパス毎の教育相談担当者会（キャンパス別研修会）を実施し、各校の不登校状況や未然防止等について小中連携を深めた。小・中学校それぞれの校種における情報交換や小中連携の一助になった。また、演習形式の研修「事例検討会（PICAGIPの手法を生かして）」で、ケースの見立てや支援について研修を具体的に深めることができた。
- ・「スクールカウンセラー連絡会議」を年2回開催した。各学校の状況の交流を行うとともに、気になるケースについてのスーパービジョンを受け、各学校でのカウンセリング活動に活かすことができた。当センターのカウンセラーとの交流機会が持てた。

（2）課題

- ・教育相談の特徴や傾向として、中学生では不登校の相談が多い。その背景には人間関係づくりの課題や特別支援教育に関係する課題が見られる。小学生の時期に何らかの不登校に相当する経験をしていた可能性もある。不登校の未然防止や初期対応の実践的な研修や分析と交流が今後一層重要になってきている。
- ・小学生の教育相談につながるケースとしては「性格・行動」面での相談が多い。人との関わりの苦手さ等から「学校が楽しくない」と訴えているケースも見られる。また、学力の遅れから授業についていけなくなり、不安を感じているケースも見られる。中学生になり、これらのことが背景的要因となり不登校という事象が現れる場合があり、学校間及び関係機関とさらに連携していく必要がある。また、特別支援教育に係る相談については通級指導教室等の関係機関連携も必要である。
- ・当該児童生徒のスムーズな学校復帰や学校適応を促すため、ケースによっては教育支援センター内の受理会議やケース会議に学校関係者が出席することにより、スーパービジョンを受けたり情報交換したりするような場が必要とも考えられる。
- ・ホームページにより教育支援センターを知ったという保護者が多い。パンフレット配布等の啓発も一定の広がりを見せてはいるが、フリースクールと同じような施設と思っている方も少なくない。教育支援センターの機能や教育支援教室「さつき」入室、教育相談開始のプロセス等について正しい理解を得られるよう、パンフレットの改訂やホームページの更新を通して、さらに啓発を進める必要がある。
- ・学校の状況により、スクールカウンセラーの相談件数に差が見られる。学校からの配置日数や時間数の増加希望もあり、学校規模や相談状況に応じた対応をしていく必要がある。

IV 教育支援教室「さつき」

1 概要

教育支援教室「さつき」は、八幡市立小中学校で不登校になった児童生徒が通う教育支援教室である。平成7年から八幡市教育研究所（教育支援センター新設に伴い廃止）内に設置されていた「適応指導教室『エジソン広場』」と平成16年から南ヶ丘教育集会所内に設置されていた「自立支援教室『カメリアルーム』」の2つの機能を合わせもった教室として、平成24年の八幡市教育支援センター新設に伴い設置された。2つの教室がこれまでに培ってきた手法や成果を生かし、「小集団」指導と「個別」指導の機能を生かして、個々の不登校児童生徒に応じた支援を行っている。また、学校での別室支援や訪宅支援なども取り入れ、家庭や学校、関係機関と連携した運営を行っている。

2 教室の名称および場所

教育支援教室「さつき」 八幡市男山笹谷2 八幡市教育支援センター内

3 目的

様々な要因で登校しにくくなっている児童生徒を対象に、個別や小集団での相談や活動、学習等を通して情緒的な安定や自尊感情の回復を図るとともに主体性や社会性を身につけ、学校生活への適応や社会的な自立を図る。

4 対象

市内小中学校に在籍する不登校児童生徒

教育支援教室に在籍していた市内在住中学卒業生（18歳まで）

5 開室日および開室時間

月曜日・火曜日・木曜日・金曜日の午前9時～午後5時で開室

*水曜日は、学校チャレンジ日として設定するが、個々の状況に応じて支援を行う。

6 活動内容

(1) 学習

個に応じた学習課題により、基礎学力の定着を図り、学校復帰への抵抗感を少なくする。

(2) 興味・関心・意欲に応じた個人活動

本人の興味・関心に応じた活動を行い、体験を通して自己表現力や主体性を身につけさせる。

(3) 交流活動

少人数による共通の活動を通して体験の幅を広げ、人との関わり方を学び、適応力を身につけさせる。

(4) カウンセリング

必要に応じてカウンセリングを定期的に行い、個々の精神的な安定と成長を図る。

(5) 特別活動

奉仕活動や体験活動などを実施し、他者を意識し一緒に活動を楽しむことを味わわせる。
事前の取組、事後の振り返りを大切にする。

(6) 進路支援

個の状況に応じて進路についての相談を行い、将来への見通しを持たせる。

(7) ソーシャルスキルトレーニング

個別や小集団の中で人間関係力や社会性を身につけさせる。

(8) 登校支援

学校復帰に向けて、登校支援を状況に応じて行う。

7 支援の形態

(1) 個別支援

1対1で支援を行うことを基本とする。アセスメントをもとに、個別に作成したプログラムに沿って支援を進める。

(2) 小集団支援

複数の児童生徒が同じ空間の中で活動することを基本とする。アセスメントをもとに活動計画を立てる。少人数で交流したり、支援員が個別に関わったり形態を工夫しながら支援を進める。

(3) 訪宅支援

通室できない児童生徒を対象に家庭に訪問し支援を行う。支援を継続させ、通室につながるよう支援する。

8 支援体制

(1) 所長

教室の管理・運営・指導の統括、入退室の許可、学校・関係機関との連絡調整

(2) 教室担当指導主事

教室の管理・運営・指導の統括、会議運営、入退室の検討、学校・関係機関との連絡調整、活動計画、活動支援

(3) 教育相談員

教室の運営、会議出席、入退室の検討、活動計画立案、学習・活動の支援指導、登校・進路支援、学校・関係機関・保護者連携、個人記録記入

(4) 支援指導員

学習・活動の支援指導、登校・進路支援、訪宅による支援、個人記録記入

(5) 教室担当カウンセラー

支援の見立て・助言、教室入室相談・受理面接、会議出席、入退室の検討、学校・関係機関等の連携

(6) スーパーバイザー

教室の運営やケースに関する指導・助言、研修、入室検討、会議出席

(7) 教室相談員

学習・個人・グループ活動の支援、登校・進路に向けての支援、市内中学校との連携

＊男山第二中学校、男山第三中学校より

9 入室の流れ

(1) 入室希望受付

- ・教室担当指導主事が担当する。

(2) 見学の実施

- ・見学には、教室担当指導主事とともに、各教室の教育相談員、支援指導員がつく。

(3) 受理面接

- ・教室担当カウンセラーが保護者・児童生徒の面接を実施する。
- ・本人の見学が行えない場合は、保護者の面談を実施し、本人支援に繋がるように配慮する。

(4) 受理会議

- ・受理面接後、受理会議（水曜日）を開き入室を検討する。

(5) 申込書受理、入室日決定

- ・入室日は通室開始日とする。

(6) 通室体験

- ・安心な入室に繋がるよう通室体験を実施する。

(7) 入室決定通知

- ・所長が、「教育支援教室入室許可書」により学校長および保護者に通知する。

10 退室

次に掲げる事態が生じた場合退室とする。

- ・学校復帰が定着したとき
- ・中学校を卒業したとき
- ・市内小中学校から転出したとき

11 諸費用

教材費や活動費等を必要に応じて保護者から徴収する。

12 学校との連携

- (1) 通室日を在籍学校に送付する。
- (2) 学校連絡会を開き、通室児童生徒の学級担任等と連携を深める。
- (3) 日常的に通室児童生徒の在籍校と連携を図る。
- (4) 教室相談員を活用し、中学校との連携を深める。

13 保護者との連携

- (1) 定期的に保護者と連携する。
- (2) 必要に応じて保護者の面接相談を行う。
- (3) 必要に応じて、書面等で活動の様子などを知らせる。

14 関係諸機関との連携

必要に応じて福祉関係機関、医療関係機関、高等学校等と連携を図る。

15 その他

- (1) 通室児童生徒は在籍学校の出席扱いとする。
- (2) 通室途中及び教室での事故について日本スポーツ振興センターの適用を受ける。
- (3) 休業日は在籍学校に準じる。
- (4) 夏季休業中に学習活動・宿泊体験活動のため開室する。
- (5) 定期的にスタッフ会議を開催し教室間の連携等を図る。

16 令和3年度「さつき」通室児童生徒数

	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
男子	1人	0人	4人	2人	4人	4人	15人
女子	0人	0人	1人	2人	6人	7人	16人
合計	1人	0人	5人	4人	10人	11人	31人

※ 年度途中に退室した児童生徒や年度途中から通室を開始した児童生徒を含む。

17 成果と課題

(1) 成果

- ・ 31名の児童生徒に支援を行うことができた。
- ・ 引きこもり傾向のある生徒に対して、訪宅支援を行うなど、訪宅支援を充実させることができた。保護者支援を含めて個に応じた支援と相談を積み重ねることで安定した支援等に繋がった。
- ・ 通室しにくい児童生徒に対して、保護者や学校と連携して訪宅支援や通室に繋げることができた。
- ・ 学校連絡会等を通して通室生の状況を共有し、対応を検討することができた。
- ・ 中学校と連携を取りながら進路指導を進め、進路実現等に繋げることができた。特に、男山第二中学校、男山第三中学校とは、教室相談員の教員を窓口として連携を進めることができ、より良い支援に繋がった。
- ・ 定期的に卒業生支援を実施し、卒業生の安定した通学(学習)や社会的自立に向けた支援も行うことができた。
- ・ 定期的なスタッフ会議や臨時のスタッフ会議を持ち、通室生の情報共有ができた。また、受理・体験・入室の状況がわかり良かった。受付から入室までがスムーズに繋がった。

(2) 課題

- ・ 多様な背景からエネルギーを低下させている児童生徒が多く、支援がエネルギーの向上につながりにくいケースや通室を定着させられないケースもあった。
- ・ 訪宅支援の増加が見込まれる中で、個に応じた訪宅支援の充実やスタッフの確保が大切である。
- ・ 多様なアプローチを必要とする子どもが増加する中、支援者側のスキルアップが必要であ

る。

- 不登校児童生徒が増加する中、学校や他機関との連携を更に深める必要がある。

※より良い支援体制の構築に向けて、来年度も組織的に検討を進める。

V 特別支援教育

1 特別支援教育の目的

ノーマライゼーションの進展などに対応して、SLD(局限性学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、ASD(自閉症又はスペクトラム障害に統一)を含め、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導や必要な支援を行い、子どもと保護者、地域の人たちの願いに応えることを目的とする。

2 事業内容

- (1)各校の特別支援教育にかかわる指導助言(訪問指導・相談業務)
- (2)通級指導教室への指導助言(訪問指導・相談業務)
- (3)特別支援学級等調査(基本調査日は5月1日および12月1日)及び各種調査
- (4)特別支援学級入級決定通知書の作成と発行
- (5)学校教育法施行令17条による通学区域外就学等に係る業務(病気入院による通学区域外就学の取扱い、現住所を変更せず退院まで治療を継続できる学校への転校手続き等)
- (6)特別支援教育充実事業等に係る加配措置事務及び通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への支援の在り方についての指導
- (7)特別支援学校小・中学部、高等部への就学・入学に関する事務
- (8)八幡市内在住で特別支援学校に在籍している児童生徒の確認
- (9)巡回相談にかかわる業務(府巡回相談、京都府スーパーサポートセンター、地域支援センターやわたとの連携など)
- (10)通級指導教室通級者の通知及び途中通級者の手続き(通級曜日・時間の決定通知)、終了者への通知
- (11)特別支援学級担当者会・特別支援教育コーディネーター会議・通級指導教室担当者会での指導助言
- (12)八幡支援学校等関係機関との連携推進
- (13)福祉関係機関や行政(保育・幼稚園課、健康推進課、障がい福祉課等)、また認定こども園、保育園、幼稚園との連携推進
- (14)児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層推進
福祉関係と教育関係機関との連携ルールに則ったコーディネート及び情報共有・共通理解

3 今後の重点課題と方向性

- (1)教育現場でのユニバーサルデザイン化の推進
- (2)小学校へのスムーズな繋ぎに向けた幼保小連携の推進(支援ファイルの活用や引き継ぎ等)
- (3)通常の学級に在籍する障がいにより、教育上特別の支援を必要とする児童生徒への有効な支援体制の構築と、そのために必要な各校・園における特別支援校内委員会の充実に向けた指導
- (4)ベテラン教員の大量退職への対応、特に通級指導教室担当教員や特別支援学級担当教員、特別支援教育コーディネーター担当教員の育成
- (5)誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- (6)「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により義務化された「合理的配慮」の実践に向けた指導の推進

VI 教育支援委員会

1 教育支援委員会の目的

様々な障がいがあるために、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、一人一人のニーズに応じた適切な就学を支援することは、将来への自立につながる極めて重要なことである。本会は、八幡市内の障がい児又は発達に課題のある幼児、児童若しくは生徒に対する就学又は転学の指導、その他教育的支援に関し、助言を行うことを目的とする。

2 事業内容

(1) 教育支援委員の推薦及び決定（名簿作成と委嘱状の発行）

- ・ 綴喜医師会八幡市班代表医への依頼、各関係機関の長への依頼
- ・ 委員会は、小・中学校校長、小・中教頭、教諭、養護教諭、校医、認定こども園・幼稚園保育教諭、保育園長・保育士、八幡支援学校教諭、通級指導教室担当教諭、民生児童委員、PTA会長、障がい児(者)保護者、市関係職員、以上の中から委嘱する。

(2) 障がい児に関する実態把握並びに就学前児及び在学児童生徒に関する教育相談活動

- ・ 小中学校に在籍する障がいにより教育上特別な支援を必要とする児童生徒の把握と教育相談活動
- ・ 就学前5歳児（全員）の保護者への教育相談案内文書の送付と希望者への教育相談の実施

(3) 就学相談に保護者からあがってこない課題のある幼児についての調査活動

(4) 特別支援教育に対して正しい理解と認識を深めるための啓発活動

- ・ 夏の地域学校や特別支援教育をともに考える集いの開催

(5) 発達検査等への対応

- ・ 学校から発達検査の依頼があれば、教育支援委員（主に通級指導担当者）へ依頼状を送付

(6) 関係機関との連携

- ・ 八幡支援学校主催、八幡市・久御山町特別支援教育連携推進協議会への参加（6月・2月）
6月は中止、2月はオンライン開催
- ・ 教育相談では、八幡市子育て支援課・健康推進課・障がい福祉課・保育幼稚園課等との連携
- ・ 啓発活動では、八幡市福祉協議会や民生児童委員会等との連携
- ・ 府市町村教育支援研究協議会への参加 など

3 主な取組の概要

(1) 就学に関わる教育相談活動

市内に在住する5歳児のいる全保護者に対して、就学相談の案内を配布し、相談を希望する保護者に対して教育相談活動を実施している。また、市内小中学校に在学中の児童生徒に対しても、必要に応じて、在籍校と相談の上、相談が必要と思われる保護者に相談案内を配布し、希望者に対して教育相談活動を実施している。

ア 就学前5歳児の就学に関わる相談件数の年次別推移

平成22年度 33件、平成23年度 38件、平成24年度 41件、平成25年度 63件、
平成26年度 55件、平成27年度 64件、平成28年度 63件、平成29年度 85件、
平成30年度 76件、令和元年度 64件、令和2年度 78件、令和3年度 78件

イ 令和3年度中に教育相談を受けた5歳児(78名)の就学状況について（市外転出等の1名を含む）

八幡支援学校小学部へ入学予定・・・・・・・・・・ 1 名

市内各小学校特別支援学級へ入級予定・・・・・・・・ 13 名

市内各小学校通常の学級へ入級予定・・・・・・・・ 63 名

市外へ転出及び転入予定中止・・・・・・・・・・ 1 名

ウ 就学相談にあがってこない要配慮5歳児についての調査

市内の公立及び私立の全幼稚園・認定こども園・全保育園への調査票を配布し、提出された30件を小学校区別に集約して各小学校に情報提供を行った。

エ 在学児童生徒に関する教育相談活動

令和3年度中に各小中学校において、特別支援にかかわる就学相談(指導)を受けた児童生徒の就学(予定)状況について

【中学校3年卒業生】八幡支援学校高等部・・・・・・・・ 6名

【小学校6年卒業生】八幡支援学校中学部・・・・・・・・ 2名

京都教育大附属特別支援学校・・・・・・ 0名

中学校特別支援学級・・・・・・・・ 20名

【在学中の児童生徒で在学途中で特別支援学校へ転学する者】

R4年度4月から八幡支援学校への転学・・・・・・・・ 0名

(2)特別支援教育に対して正しい理解と認識を深めるための啓発活動

ア 地域学校の開催(中止)

イ 「特別支援教育をともに考える集い」の開催(11/27 八幡市立福祉会館)

○ 講演

演題:「最近の特別支援教育をめぐる動きと八幡支援学校の取組」

講師:八幡支援学校 中学部総括主事

地域支援センターやわた センター長

白柳 拓保氏

○ 作品紹介:市内特別支援学級、八幡市在住特別支援学校児童・生徒の作品紹介

4 今後の重点課題と方向性

(1)就学相談実施にあたり、本人・保護者への十分な情報提供と早期からの教育相談・支援体制の確立を推進する。

(2)教育、福祉、医療諸機関等との連携強化により、就学前の幼児や在学児童生徒等の情報が確実に得られるような、情報ネットワークの充実を図る。

(3)就学前だけでなく、在学中の児童生徒の就学相談や転級・転学件数も増えてきており、そうしたニーズにも対応できる体制づくりにも取り組んでいく。

資料

○令和3年度八幡市不登校対策マニュアル

○八幡市教育支援センター「子どものサポートのご案内」〈パンフレット〉

○「就学前のお子さんをお持ちの保護者の皆様へ」

〈八幡市教育支援委員会パンフレット〉

○教育支援教室（さつき）入室及び教育相談申込のながれ

○八幡市教育支援センター「さつき教室」入室・「教育相談」申込について

（保護者向け）

○教育支援センターが行う緊急支援について（フロー図）

令和3年度八幡市不登校対策マニュアル

〔未然防止に向けた取組〕

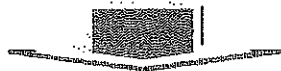
＜不登校が生じないような学校づくり＞

- ・ 魅力あるよりよい学校づくり
- ・ いじめ、暴力行為を許さない学校づくり
- ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- ・ 保護者・地域住民等との連携・協働体制の構築
- ・ 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

＜きめの細かい観察からの対応＞

きめ細やかな観察

- ・ 遅刻、早退が増えてきた
- ・ 月曜日に欠席が多い
- ・ よく体調不良を訴える
- ・ 表情がぐらい
- ・ 一人でいることが多い
- ・ 授業中集中できない
- ・ 成績が急に下がった
- ・ Q-Uの結果が気になる
- など



学級担任による相談活動

背景の把握

- ・ 学業不振
- ・ 本人の問題
- ・ 親子関係
- ・ 友人関係
- ・ 進路問題
- ・ いじめ
- ・ 家庭環境
- ・ 発達の視点



改善に向けた動き

- ・ 学年会やケース会議等による協議（組織で対応する）
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特支コーディネーターに相談する
- ・ スクールカウンセラー、通級指導教室、外部機関等につなぐ

〔早期発見・早期対応〕

<欠席した場合>

欠席



連絡がある⇒確実に学級担任に連絡

連絡がない⇒午前中に必ず連絡

（気にかけていることを伝えるための連絡帳、手紙等による連絡（事務的にならないような配慮）
児童生徒の状況に応じた家庭訪問

2日連続欠席



○家庭訪問による児童生徒及び保護者の様子確認
家庭訪問ができない状況でも確実に連絡

3日連続欠席



○必ず家庭訪問

児童生徒と会える状況なら、児童生徒に寄り添った気持ちを引き出す会話

保護者の目線に立って共に課題を解決する姿勢

○病気に起因する欠席なら、登校に向けての健康面での指導

○不登校が心配される状況なら、すぐに学年や教育相談部会に報告し、組織的対応

不登校児童・生徒

校内での支援方針策定
（ケース会議・学年会 など）



医療・児童相談所など
外部機関の紹介



教育支援センター



通級指導教室



別室指導



学級担任・学年担当
不登校対策担当者等の支援

※支援方針策定に当たってはスクールカウンセラー
―スクールソーシャルワーカーを活用する。
※具体的な対応については組織で対応する。
※長期化した場合は、定期的に協議の場を設けて
支援の見直しを行う。

〔長期欠席が続いている児童生徒への対応〕

< 段階に応じた対応 >

混乱期(身体症状・部屋に閉じこもる・自殺願望・暴れるなどの状態)の対応

- ・登校刺激をひかえエネルギーの回復を目指す。
- ・家庭とのつながりを継続し、家庭への支援を続ける。
(親の支え→本人への支援の支え、生活の安定)
- ・専門機関につなぐ → スクールカウンセラー、教育支援センター 等



停滞期(落ち着きは取り戻したがエネルギーは低い状態)の対応

- ・本人とのつながりをつくる。(遊び・ゲーム・会話)
- ・本人に寄り添い、悩みや思いを受け止める。
- ・外に出かけてみる。
- ・本人の興味のあることをいっしょにやる。(学校のできるなら学校で)
- ・家庭への支援の継続。



始動期(エネルギーが高まり、少しずつ意欲が高まってくる状態)の対応

- ・スモールステップで登校刺激を試みる。
(登校時間に起きてみる。校門まで行ってみる。誰もいない時間に登校してみる。
友人と連絡をとってみる。別室で対応する。等 実態を見ながら進める。)
- ・学校・学年・学期の変わり目を活用して、本人の意思を確認しつつ登校刺激をする。



回復期(学校に復帰できる状態)の対応

- ・教室で過ごせるよう配慮する。
- ・周りの人の理解を促す。(居場所の確保、人とのつながりをつくる)
- ・安心できるようにする。(見通しを持たせる、本人の思いを確認する)

※ 無理はさせない、あせらず少しずつ復帰を目指す。

<段階の見極め>

様子（実態）から、可能だと思える投げかけ（刺激）をし反応を見る。



- ・ 反応がなかったら、まだ、無理な状態。
- ・ 反応に応じたら、どのように行うか詳細を相談。

※ ひとつの段階を抜けるのに要する時間は児童生徒によって様々である。また、段階のたどり方にも個人差がある。支援する児童生徒がどの段階、どのような状態にあるかを見極め、適切な対応をしていくことが重要である。

〔来たり来なかったりする児童生徒への対応〕

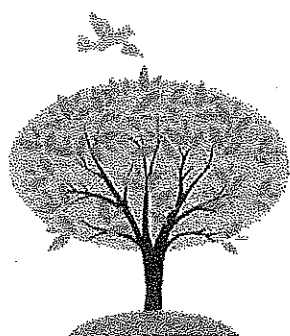
< 来たり来なかったりする児童生徒への対応 >

児童生徒

- ・ 居場所や活躍できる場をつくる。
- ・ できたことを認め、自信を持たせる。
- ・ 登校した努力をねぎらい、励ます。
- ・ 実態や状況に応じた配慮をする。（別室・通級・学習支援 等）
- ・ 要因を明らかにし、その改善に努める。

保護者

- ・ 親の苦しみを受け止め、励ます。
- ・ 子どもの話を聞き、できるだけほめるよう助言する。
- ・ 生活習慣を整えるよう助言する。
- ・ 必ず改善するので、あせらず、じっくり取り組むよう助言する。



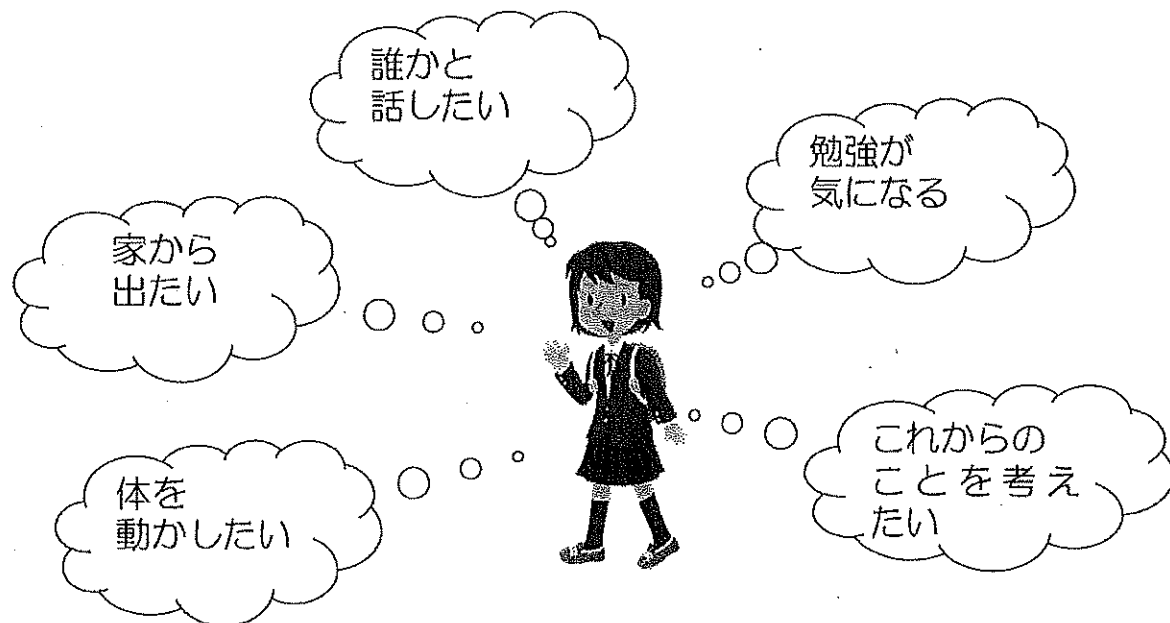
八幡市教育支援センター

「子どものサポートのご案内」



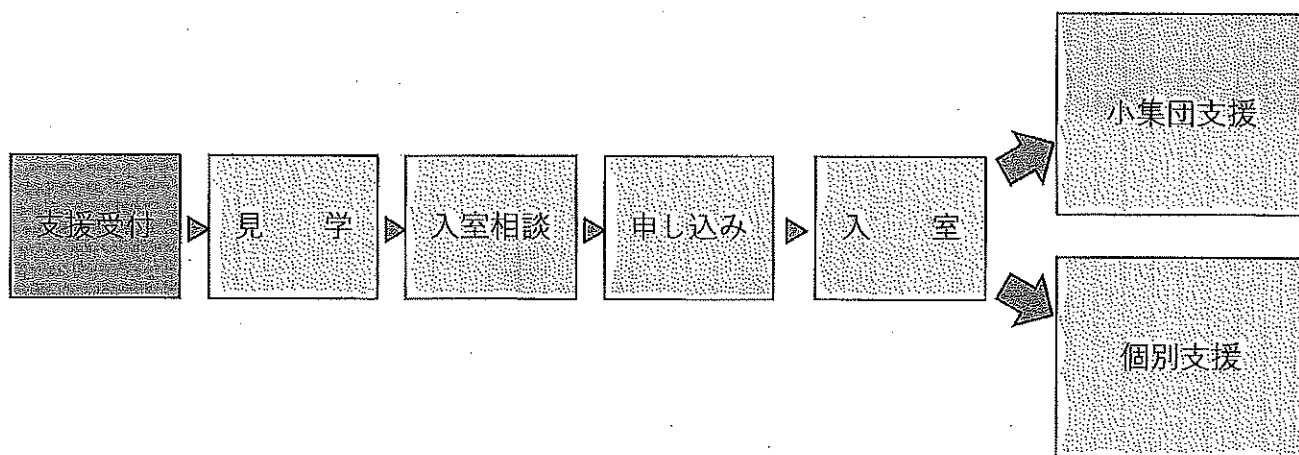
どんな子どもたちが通っているの？

学校は休んでいるけれども、学校とは違う場所で



など、一歩ふみ出したいと思っている子どもたちが通っています。

「さつき」教室入室の流れ



(八幡市内の小・中学校に通っている児童生徒が対象です。)

3F

小集団活動を中心にして、仲間をつくったり、勉強をしたりします。

ふれあい活動

読書、音楽鑑賞、書道、制作など、いろいろな活動に取り組みます。

仲間活動

野外活動、調理、園芸、幼稚園交流、スポーツなど、教室の仲間と協力して活動します。

学習活動

教科書・ワーク・学習ソフトなど、自分の目標にあわせた学習に取り組みます。



相談

カウンセラーや教室の先生といろいろな話ができます。

2F

個別活動が中心の、通室生が元気になるための場所です。

学習

自分に合った学習を相談して決めます。

お話

好きな話をしたり、これからのことを一緒に考えたりします。

趣味

スポーツ、手芸、お菓子作りなど興味のあることに取り組みます。

進路

高校や仕事のことを一緒に考えます。



グループ

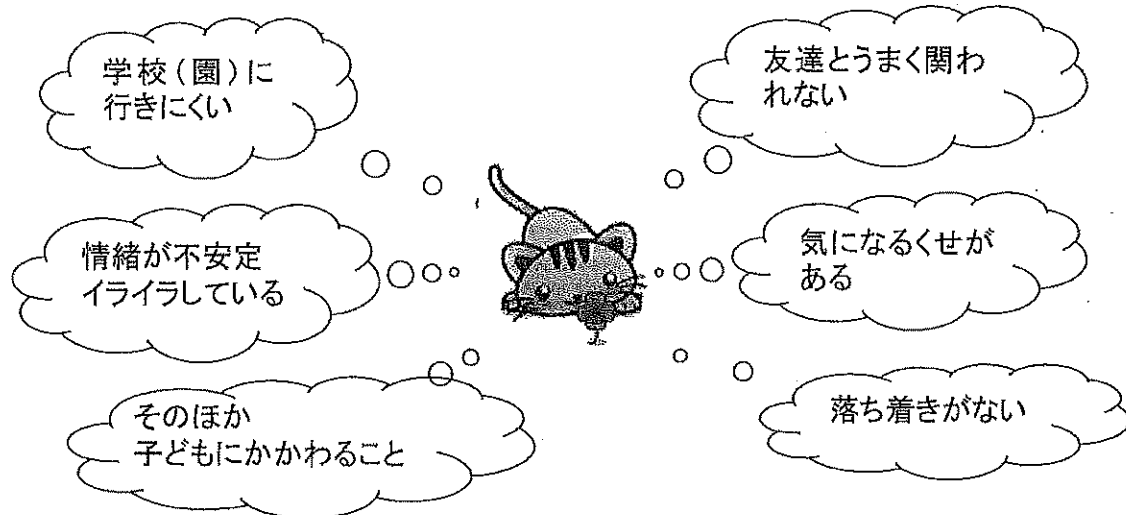
ほかの子と一緒に調理やゲームなどをすることもできます。

<週1日～週4日など、時間をそれぞれで選ぶことができます>
<先生が家まで訪問し、自宅で同じような活動もできます>

教育相談室のご案内



✿ 教育相談室ではこのような内容の相談に応じています。



✿ 相談時間

月曜日～金曜日 午前10時～午後5時
* 土・日・祝日・年末年始は行っていません。

✿ 相談申込

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
◆ 相談の内容は守秘いたします。
◆ 相談は無料です。

✿ 申し込み方法

直接お電話いただくか学校を通じてご相談ください。
八幡市教育支援センター内 教育相談室
電話番号 075-982-3001



相談方法

電話相談・・・電話による相談です。

面接相談・・・来所いただいての相談です。



相談の対象は

八幡市内在住で幼稚園、小学校、中学校に通う子どもさんやその保護者の方です。

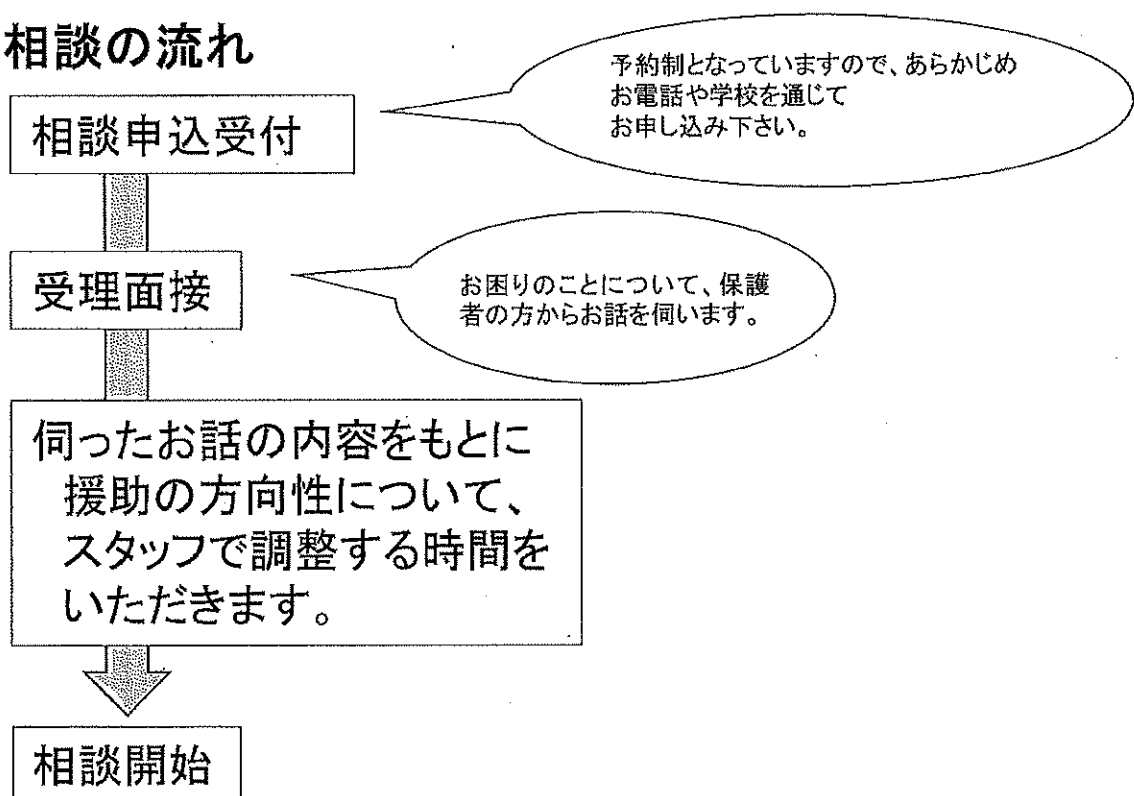


スタッフは専門家です

教育相談を担当するスタッフは臨床心理士など専門の相談員です。



相談の流れ



開所時間

月・火・水・木・金

午前9時00分～午後5時00分

※土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始は
閉所します。

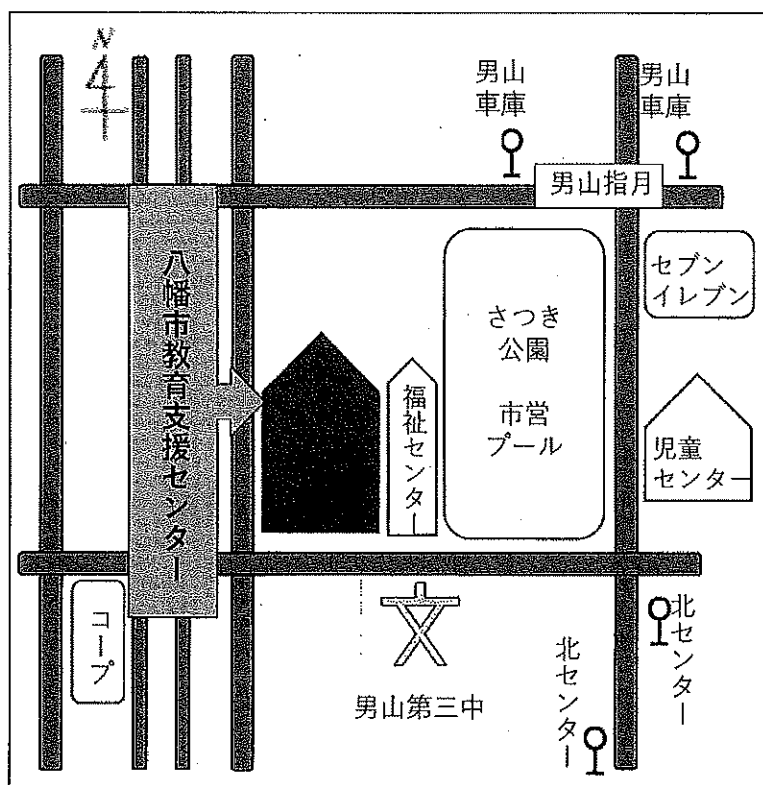
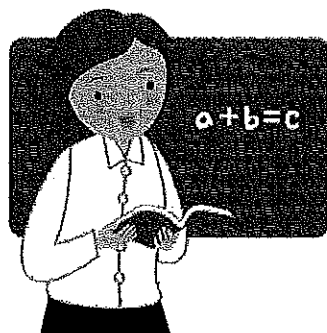


周辺地図・TEL

八幡市教育支援センターは「旧八幡第五小学校」の敷地内にあります。

【住 所】 八幡市男山笹谷2
【電 話】 075-982-3001
【FAX】 075-982-3002

京阪バス北センターより徒歩5分



就学前のお子さんをお持ちの保護者の皆様へ

八幡市教育支援委員会

お子さんが保育園、こども園、幼稚園の年長組になり、そろそろ小学校への入学を真剣に考える時期になりました。

「わが子はスムーズに小学校生活がスタートできるだろうか？」

「勉強についていけるだろうか？」

「友達と仲良く遊べるだろうか？」

・ ・ ・ 等々、心配なことが頭をよぎります。

小学校という、より大きな集団の中で、環境の変化にうまく適応できればいいのですが、中にはうまく適応できずにいる子どもも少なからずいます。

入学当初は、歓迎行事や学校たんけん等で楽しい時間が過ぎますが、いざ教科の学習が始まると、じっと座れず立ち歩いたりする子も出てきます。

お子さんが小学校へ就学することは、保護者の皆様にとっても大きな出来事です。この節目となる時期に、お子さんの成長や発達について見つめ、考えることはとても大切です。

小学校生活をスムーズにスタートさせるためには、お子さんの発達面や行動面などをしっかり見つめ、心配な点があれば、就学先の学校にきっちり伝え、学校と保護者の共通理解の下、課題解決を図ることがとても大切です。

中には、お子さんが心身の障がいや病弱で介助支援が必要であったり、多動やこだわりが強く、集団との関わりがうまく結べない等で、入学後の学校生活に不安や悩みを持たれている保護者もおられることでしょう。

■ そうした不安や悩み等を相談する場として

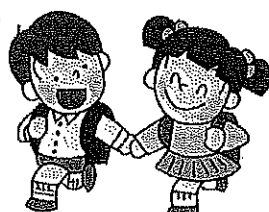
① 八幡市教育支援委員会が行う、就学前5才児対象の教育相談があります。お子さんの発達面や行動面など、様々な面から特徴をとらえ、適切な支援の方法や学習の場について相談員と話し合い、お子さんに最適の就学先(小学校の通常学級か支援学級、または府立の特別支援学校等)について考えていきます。

(相談申込書は、4月中にお子さんの所属園を通して配布します。)

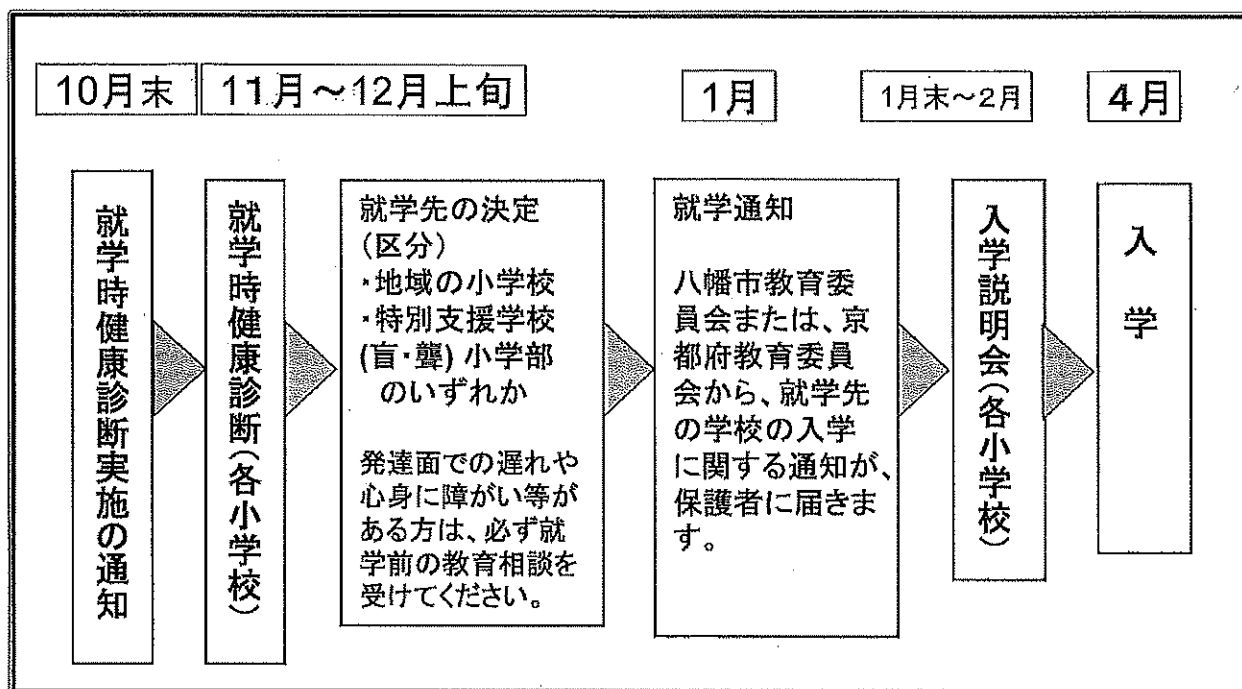
② 11月に就学先の小学校で実施される就学時健康診断や1月末～2月始めに行われる各小学校の入学説明会の相談コーナーを利用して、直接学校と相談することができます。食物アレルギー等への配慮はこの機会に相談して下さい。

(開催期日は、教育委員会から通知が届きます。)

③ 病弱や心身に重い障がいがある等で、特別支援学校への就学を視野に考えておられる場合は、毎年6月の学校説明会や10月に実施される体験学習の相談コーナーを利用して相談できます。(開催期日等は、各自で特別支援学校へ問い合わせただくか、お子さんの所属園で聞いてください。)



☛就学までの流れ



☛八幡市教育支援委員会が行う、就学前の教育相談の流れ

4月・・就学前教育相談申込書を5才児全員に配布
(園児には、各所属園から配布→各園へ提出)

※未就園の方は、八幡市健康推進課の担当保健師へ連絡

5月・・各園より相談申込書を教育支援センターに提出

6月・・相談担当者の決定(2名で対応、内1名は就学先小学校教員)

7月・・園訪問(園児参観)

保護者面談の開始(※数回行うこともある)

(希望すれば、発達検査も無料で受けられます。)

11月末までに・・就学先や配慮事項などを確認する

☛特別支援学校小学部へ就学する場合(12月上旬までに申込)

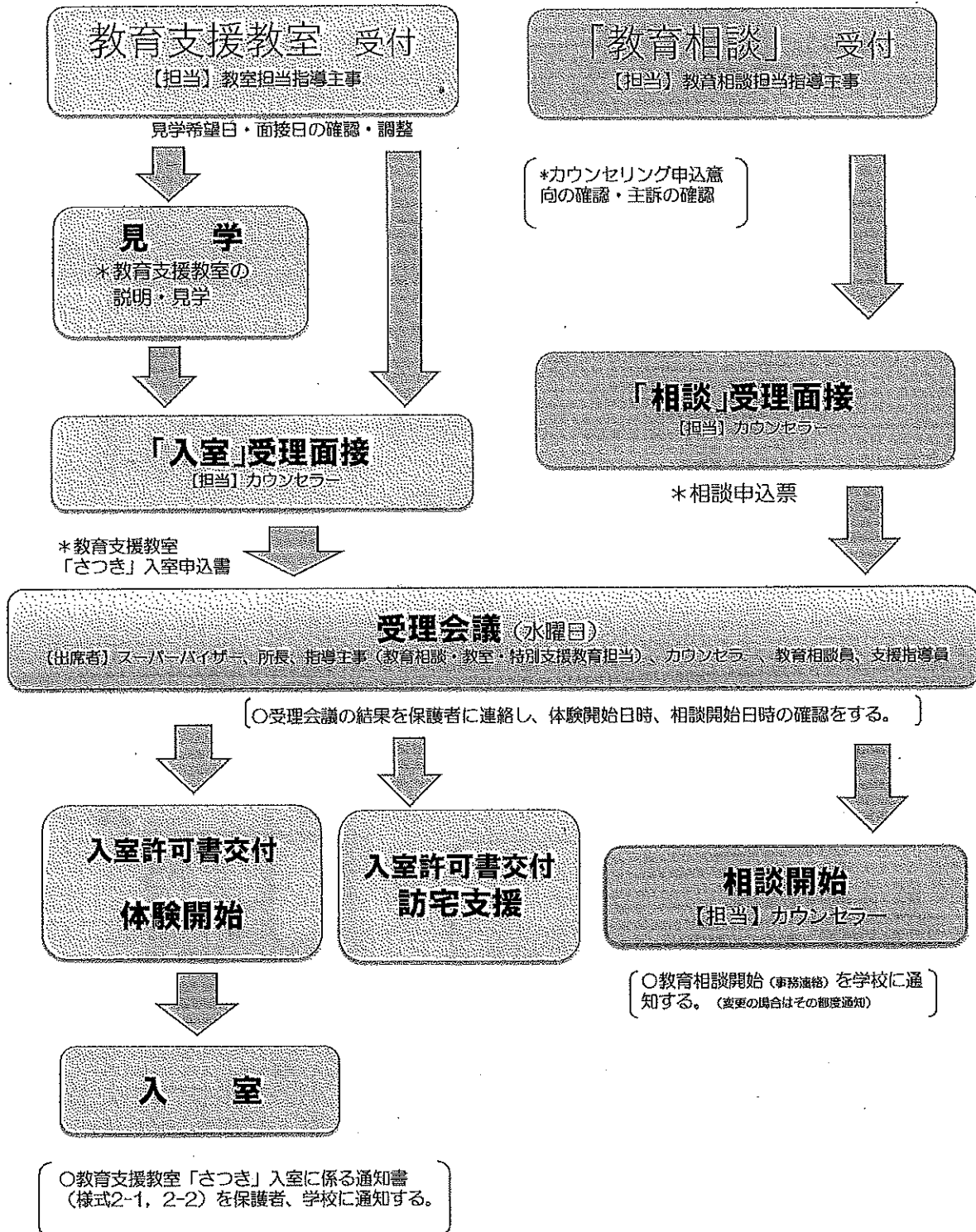
- ①保護者は所属園の園長先生に連絡してください。
- ②園の先生と相談して、就学予定者個人票(様式2)に必要事項を記載し、園に提出してください。

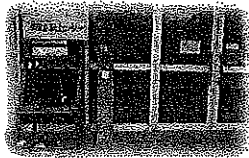
教育支援教室（さつき）入室及び教育相談申込のながれ

R3年度版

教育支援教室「さつき」

教育相談





八幡市教育支援センター

「さつき教室」入室・「教育相談」 申込について
(保護者向け)



市内在住 児童・生徒に関する相談(電話・面接)
— 「さつき教室」入室に関すること・「教育相談」に関すること —
(「さつき教室」は、市内の小中学校に在籍する児童・生徒が対象です。)



まずは、お電話をしてください。

友達とうまくいかない、不安が強い、くせが気になる、体の不調をよく訴える、
学習に気が向かない、学校へ行きたがらない、子育てに迷っているなど

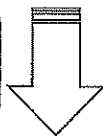


「さつき教室」入室及び「教育相談」
希望 受付

○電話・面接(匿名希望の有無)
相談内容等いろいろお話をお聞きます。
*「心理検査」をする機関ではありません。



「さつき教室」
見学



○さつき教室入室希望の場合は、受付と見学
を兼ねます。

《「さつき教室」入室・
「教育相談(カウンセリング)」申込手続き》

教育支援センターにお越しいただき「相談申込票」等の記入をしていただ
きます。
担当者がお子さまのことを詳しくお聞きます。

【*お会いしたカウンセ
ラーが、継続して担当
カウンセラーになると
はかぎりません。】

さつき教室の複数回見学
も可能です。



受理会議(水曜日)



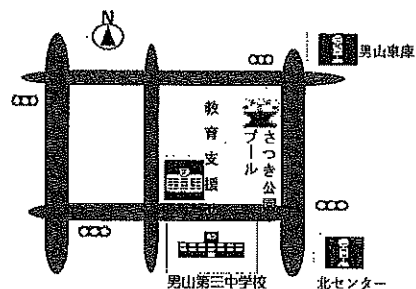
*担当カウンセラーを決めます。
*「さつき教室」入室の場合は、
個別・小集団のいずれかを決めます。
(その他、相談開始日、入室日等を決定)



担当カウンセラーや開始日等を
ご連絡させていただきます。

「さつき教室」
入室日の調整

「教育相談」
開始日の調整



【連絡先】

八幡市教育支援センター
電話 076-982-3001
住所 八幡市男山笹谷2



*約2週間程度の通室の様
子等を見ながらカウンセ
ラーと面接し個別・小集団
を確定していきます。

「さつき教室」通室及び「教育相談」開始

*小学生の相談来所、さつき教室通室につきましては、保護者(大人)の送迎をお願いします。

なお、中学生につきましては、自転車による通室も許可します。

*「さつき教室」では、学校とは別に独自の活動(調理・校外学習・宿泊学習等)も行いますので、個人負担をお願いすることがあります。



あとがき

2021 年度も、コロナ禍でさまざまな活動が制限された中での活動でした。これは、子ども達の生活や心の問題にも何らかの影響があるのではといわれているが、その結果が出るのはこれからの調査や子どもの行動の動向によって明らかになると思われる。

小中学校における不登校児童生徒数は、ここ数年急激に増加しており、その傾向は八幡市でも同じである。この不登校の増加の要因については、さまざまな検討がなされ、その一つには、文部科学省が平成 28 年 12 月に示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる「教育機会確保法」）の影響が大きいのではと考えられる（詳しくは、2019 年度のあとがきに記した）。この法律の影響も大きい、さらにここ数年のコロナ感染の影響も重なり、かなり複雑な要因が絡んでいると考えられる。

これだけ増えてきた不登校への支援として、文部科学省もさまざまな対策を行ってきた。その中のひとつに、スクールカウンセラーの充実ということがある。スクールカウンセラーを全ての小、中、高等学校に配置する方向で進め、その方針はほぼ達成されつつある。そして、今課題になっているのは、スクールカウンセラーの常勤化ということである。文部科学省は、スクールカウンセラーの常勤化に向けた調査研究を行っており、調査を通して教育委員会及びスクールカウンセラーのさまざまな思いや課題が見えてきている。多くの教育委員会（自治体）において、スクールカウンセラーの必要性や意義を認めているが、いざその常勤化ということになると、学校内での位置づけや勤務体系、職務内容について、これまでとは異なる要素が入ってくる事になり、戸惑いを感じているところが多いということである。一方スクールカウンセラーにおいても、これまでは週に 1 回の勤務の中で仕事をしてきたが、これが週に 2 日、3 日となり、最終的には常勤となった時に、働き方としてどのような変化が生まれるのかが未知数であり、不安と戸惑いを感じている人も多い。他方で、常勤化されることで、職業としての安定化や活動の広がりなど、期待する部分もあるのは確かである。

ここ数年の不登校の急激な増加、そしてその支援としてのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常勤化を含めた充実など、不登校支援はこれまでとは異なる新たなフェーズに入っていくと考えられる。そして、その新たなフェーズに、学校現場においても対応していくことが迫られており、教員自身もこれまでの理解や支援のあり方を見直す時期に来ているのではないと思われる。学校と教育支援センター、そして教員とカウンセラーがますます連携して、新たな支援の方向性が求められるようになってきていると感じている。今後も教育支援センターをはじめ、専門機関（専門家）と学校との連携を深め、一人でも多くの不登校児童生徒の支援に繋がればと願っている。

八幡市教育支援センタースーパーバイザー 内田利広

令和3年度所報（第10号）

発行 令和4年3月31日
発行者 所長 濱田 将行
発行所 八幡市教育支援センター
〒614-8372
八幡市男山笹谷2
TEL(075)982-3001
FAX(075)982-3002
E-mail yawata-center@kyoto-be.ne.jp



環境保全のため、この印刷物は再生紙を使用しています。

「綴喜古墳群」国史跡指定の答申について

国の文化審議会において、令和３年度、国に意見具申書を提出した「綴喜古墳群」の史跡指定について、令和４年６月１７日に答申が行われました。

綴喜古墳群は、４世紀から５世紀にかけて造られた古墳群で、八幡市から京田辺市にわたり分布しています。今回、指定の対象となる古墳は大住車塚古墳、天理山古墳群、飯岡車塚古墳、八幡西車塚古墳で、このうち最大の古墳が八幡市八幡大芝にある八幡西車塚古墳です。

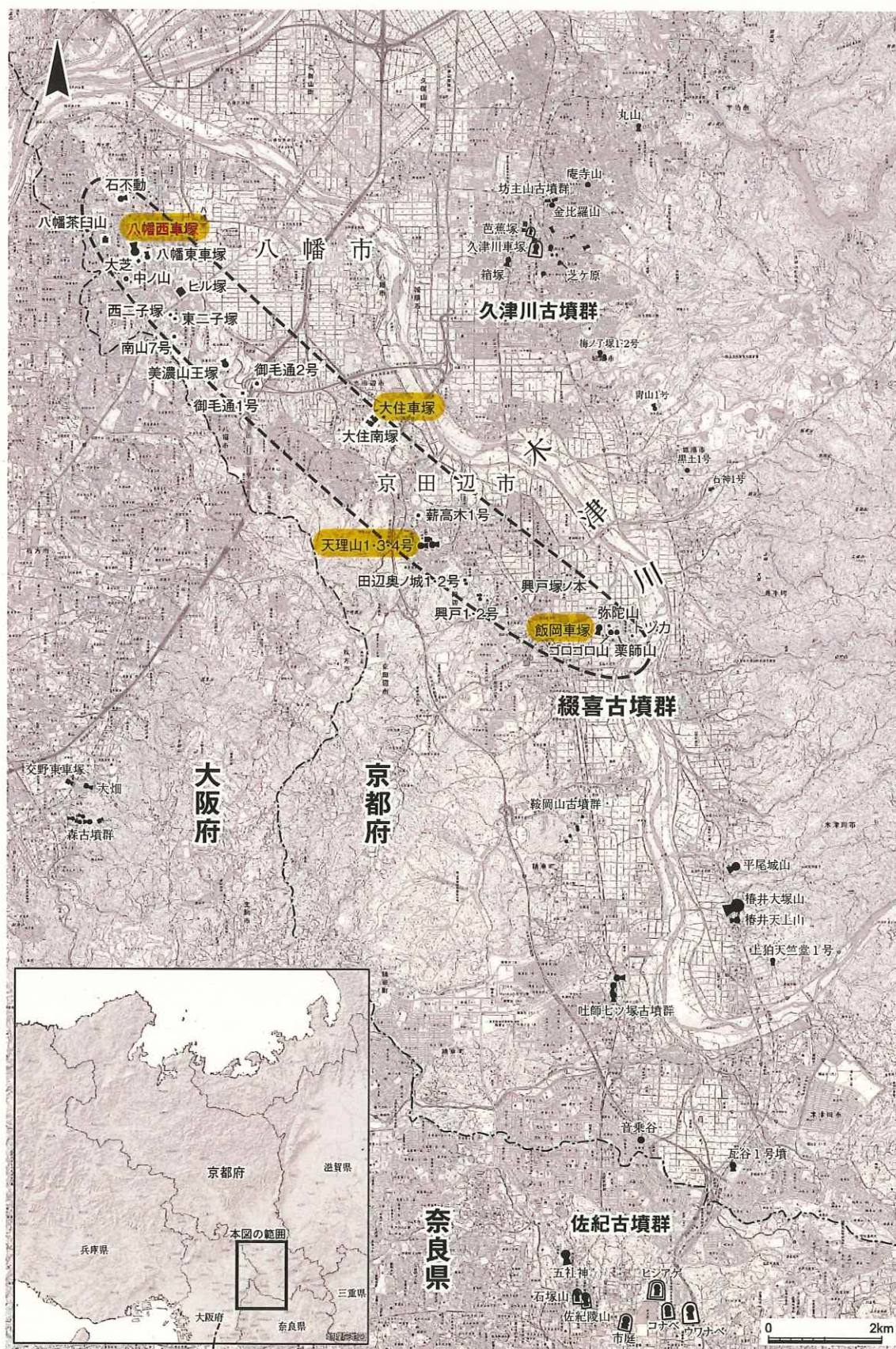
令和３年に京田辺市が実施した天理山古墳群の発掘調査で、同古墳群がこの地域における有力な首長墓であることが判明し、これを契機として周辺の古墳についても研究が進んだ結果、綴喜古墳群の様相が明らかとなりました。

【経過・今後の予定】

令和３年１１月～１２月	八幡西車塚古墳範囲確認調査
令和４年２月	意見具申書提出
令和４年６月１７日	文化審議会文化財分科会から答申
令和４年９月～１０月頃	告示（指定）

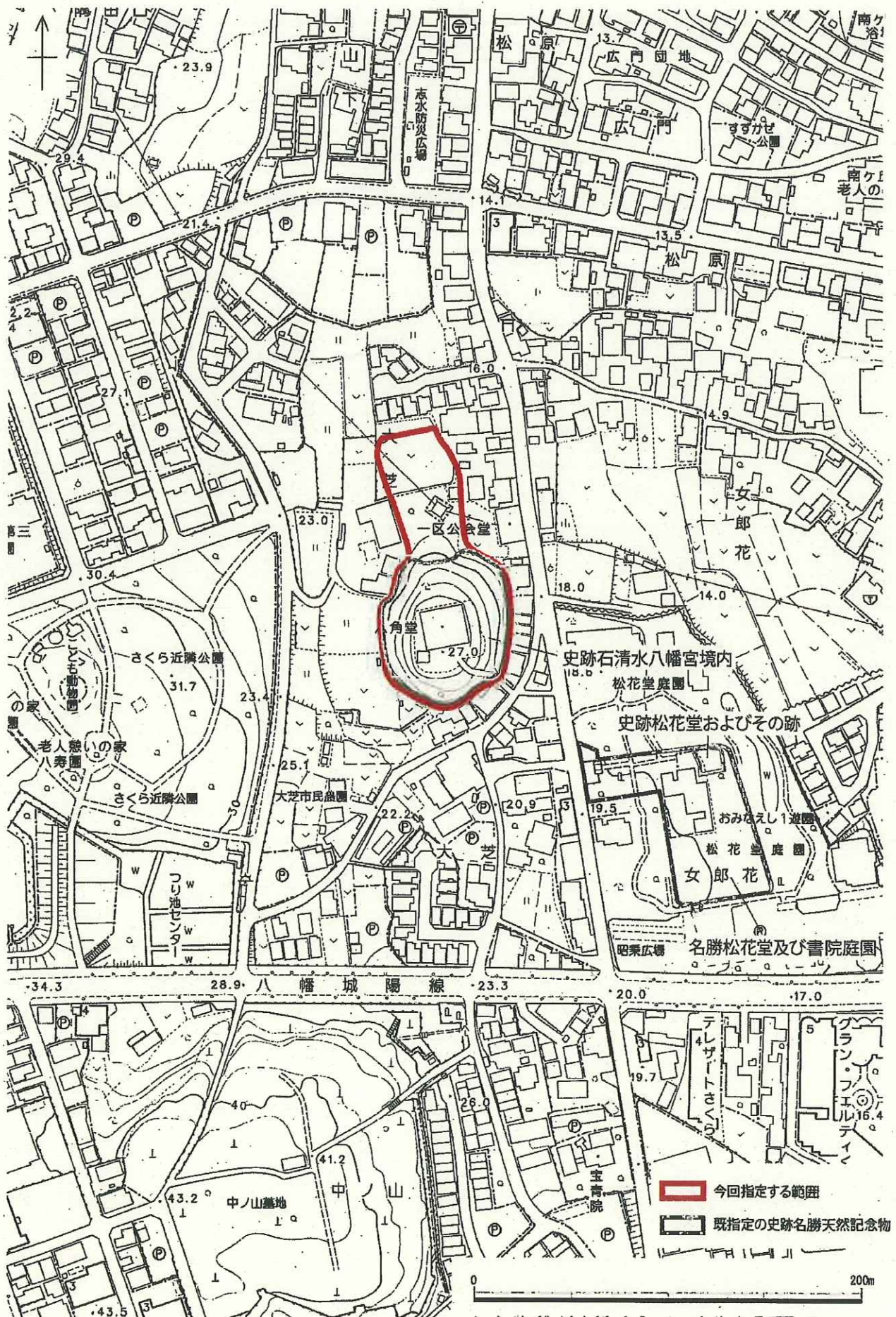
八幡市の国指定史跡名勝天然記念物

種 別	名 称	指定面積	指定年月日	所在地
史跡 ２件	松花堂およびその跡	1,557.82 m ²	昭和 32 年 7 月 1 日	八幡高坊 八幡女郎花
	石清水八幡宮境内	245,499.85 m ²	平成 24 年 1 月 24 日	八幡高坊 八幡平ノ山 八幡大芝
名勝 １件	松花堂及び書院庭園	4,203.7 m ²	平成 26 年 10 月 6 日	八幡女郎花



綴喜古墳群の位置（『国土地理院地図』を縮尺調整 S=1/100,000）

今回史跡指定される古墳（八幡市の古墳）



綴喜古墳群（八幡西車塚古墳）史跡指定対象地域範囲図

八幡市教育委員会規程第 号

八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

八幡市教育委員会公印規程（昭和 61 年八幡市教育委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「決裁済みの原議書及び八幡市教育委員会文書規程（平成 11 年八幡市教育委員会規程第 2 号）第 9 条第 1 号に規定する文書受発件簿」を「決裁を経た起案文書」に、同条第 2 項中「別表様式番号 24」を「別表様式番号 23 及び 24」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、別表に掲げる公印（別表様式番号 6 から 11 まで、23 及び 24 の公印を除く。）を使用する場合は、文書管理システムに公印の使用の申請を登録し、押印を必要とする文書を公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。ただし、文書管理システムにおける電子決定方式以外の方法により決裁を受けた場合にあっては、押印を必要とする文書に決裁文書を添えて、公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。

別表 14 の項中「八幡第二幼稚園」を「八幡第三幼稚園」に改める。

附 則

この規程は、令和 4 年 月 日から施行する。

八幡市教育委員会公印規程の一部を改正する規程新旧対照表

資料 5

改正後	改正前
○八幡市教育委員会公印規程 昭和61年10月 1 日教委規程第 1 号 改正 昭和62年 3 月 7 日教委規程第 1 号 平成元年 6 月14日教委規程第 1 号 平成 5 年 1 月26日教委規程第 1 号 平成 8 年 5 月28日教委規程第 1 号 平成 9 年 9 月 1 日教委規程第 2 号 平成 9 年 9 月 2 日教委規程第 3 号 平成10年10月20日教委規程第 2 号 平成11年 9 月16日教委規程第 3 号 平成15年 3 月12日教委規程第 1 号 平成19年 7 月26日教委規程第 1 号 平成19年10月30日教委規程第 2 号 平成22年 2 月13日教委規程第 1 号 平成24年 1 月21日教委規程第 1 号 平成27年 4 月 1 日教委規程第 1 号 令和元年10月29日教委規程第 1 号 令和 年 月 日教委規程第 号 八幡市教育委員会公印規程 (趣旨) 第 1 条 この規程は、八幡市教育委員会及び教育委員会事務局並びに教育委員会の所管に属する教育機関（以下「教育機関」という。）の公印について、管理、使用その他必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この規程において公印とは、公文書に使用する印章をいう。	○八幡市教育委員会公印規程 昭和61年10月 1 日教委規程第 1 号 改正 昭和62年 3 月 7 日教委規程第 1 号 平成元年 6 月14日教委規程第 1 号 平成 5 年 1 月26日教委規程第 1 号 平成 8 年 5 月28日教委規程第 1 号 平成 9 年 9 月 1 日教委規程第 2 号 平成 9 年 9 月 2 日教委規程第 3 号 平成10年10月20日教委規程第 2 号 平成11年 9 月16日教委規程第 3 号 平成15年 3 月12日教委規程第 1 号 平成19年 7 月26日教委規程第 1 号 平成19年10月30日教委規程第 2 号 平成22年 2 月13日教委規程第 1 号 平成24年 1 月21日教委規程第 1 号 平成27年 4 月 1 日教委規程第 1 号 令和元年10月29日教委規程第 1 号 八幡市教育委員会公印規程 (趣旨) 第 1 条 この規程は、八幡市教育委員会及び教育委員会事務局並びに教育委員会の所管に属する教育機関（以下「教育機関」という。）の公印について、管理、使用その他必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第 2 条 この規程において公印とは、公文書に使用する印章をいう。

改正後	改正前
(公印の種類等) 第3条 公印の名称、寸法、使用区分、管理区分及び個数は、別表のとおりとする。 (公印台帳) 第4条 教育総務課長は、公印台帳（別記様式第1号）を備え、すべての公印をこれに登録しなければならない。 (公印の管理) 第5条 公印は教育委員会事務局にあつては、教育総務課長が、教育機関にあつては、それぞれの長が管理する。 2 前項に規定する者（以下「公印管理者」という。）に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ公印管理者の指定する職員がその職務を代行する。 (公印の使用) 第6条 公印を使用する者は、押印を必要とする文書に決裁を経た起案文書を添えて、公印管理者に提示し、その承認を受けなければならない。 2 公印管理者は、公印を使用する者に、公印使用簿（様式第2号）へ必要事項を記載させ、公印を押印しなければならない。ただし、別表様式番号23及び24の公印については、公印使用簿への記載を省略することができる。 3 前2項の規定にかかわらず、別表に掲げる公印（別表様式番号6から11まで、23及び24の公印を除く。）を使用する場合は、文書管理システムに公印の使用の申請を登録し、押印を必要とする文書を公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。ただし、文書管理システムにおける電子決定方式以外の方法により決裁を受けた場合にあつては、押印を必要とする文書に決裁文書を添えて、公印管理課の職員に提示し、承認を受けなければならない。 (電子印の使用)	(公印の種類等) 第3条 公印の名称、寸法、使用区分、管理区分及び個数は、別表のとおりとする。 (公印台帳) 第4条 教育総務課長は、公印台帳（別記様式第1号）を備え、すべての公印をこれに登録しなければならない。 (公印の管理) 第5条 公印は教育委員会事務局にあつては、教育総務課長が、教育機関にあつては、それぞれの長が管理する。 2 前項に規定する者（以下「公印管理者」という。）に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ公印管理者の指定する職員がその職務を代行する。 (公印の使用) 第6条 公印を使用する者は、押印を必要とする文書に決裁済みの原議書及び八幡市教育委員会文書規程（平成11年八幡市教育委員会規程第2号）第9条第1号に規定する文書受発件簿を添えて、公印管理者に提示し、その承認を受けなければならない。 2 公印管理者は、公印を使用する者に、公印使用簿（様式第2号）へ必要事項を記載させ、公印を押印しなければならない。ただし、別表様式番号24の公印については、公印使用簿への記載を省略することができる。 (電子印の使用)

改正後	改正前
第6条の2 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行うときは、別表に掲げる公印のうち電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印」という。）を印刷して公印の押印にかえることができる。 2 前項に規定する処理をするときは、教育部長の承認を得なければならない。 （公印の印刷） 第7条 公印管理者が特に必要があると認める場合は、公印の印影を印刷し、押印に代えることができる。この場合において、公印管理者が必要と認めたときは、縮小して印刷することができる。 2 前項の規定により、公印の印影を印刷した文書は、保管の確実を期するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。 （公印の新調、改印及び廃止） 第8条 公印の新調、改印及び廃止をしようとするときは、公印管理者は教育総務課長と協議し、公印新調（改印、廃止）申請書（様式第3号）により、教育長の承認を受けなければならない。 2 公印管理者は、改印及び廃止に係る旧公印を直ちに教育総務課長に引き継ぐものとする。 3 廃棄した公印の処理のてん末は、公印台帳に記録しておかなければならない。 （委任） 第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則 この規程は、公布の日から施行する。 附 則（昭和62年3月7日教委規程第1号） この規程は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則（平成元年6月14日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。 附 則（平成5年1月26日教委規程第1号）	第6条の2 電子計算機を利用して証明又は通知の事務を行うときは、別表に掲げる公印のうち電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印」という。）を印刷して公印の押印にかえることができる。 2 前項に規定する処理をするときは、教育部長の承認を得なければならない。 （公印の印刷） 第7条 公印管理者が特に必要があると認める場合は、公印の印影を印刷し、押印に代えることができる。この場合において、公印管理者が必要と認めたときは、縮小して印刷することができる。 2 前項の規定により、公印の印影を印刷した文書は、保管の確実を期するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。 （公印の新調、改印及び廃止） 第8条 公印の新調、改印及び廃止をしようとするときは、公印管理者は教育総務課長と協議し、公印新調（改印、廃止）申請書（様式第3号）により、教育長の承認を受けなければならない。 2 公印管理者は、改印及び廃止に係る旧公印を直ちに教育総務課長に引き継ぐものとする。 3 廃棄した公印の処理のてん末は、公印台帳に記録しておかなければならない。 （委任） 第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則 この規程は、公布の日から施行する。 附 則（昭和62年3月7日教委規程第1号） この規程は、昭和62年4月1日から施行する。 附 則（平成元年6月14日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。 附 則（平成5年1月26日教委規程第1号）

改正後	改正前
この規程は、公布の日から施行し、平成3年12月1日から適用する。ただし、別表の改正規定中八幡市立都教育集会所館長之印に関する部分は、平成元年4月1日から適用する。 附 則（平成8年5月28日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。 附 則（平成9年9月1日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。 附 則（平成9年9月2日教委規程第3号） 1 この規程は、公布の日から施行する。 2 電子印の使用については、当分の間、別表の様式番号1及び3の公印に限るものとする。 附 則（平成10年10月20日教委規程第2号） この規程は、平成10年11月1日から施行する。 附 則（平成11年9月16日教委規程第3号） この規程は、平成11年10月1日から施行する。 附 則（平成15年3月12日教委規程第1号） この規程は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成19年7月26日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。 附 則（平成19年10月30日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年2月13日教委規程第1号） この規程は、平成22年3月1日から施行する。 附 則（平成24年1月21日教委規程第1号） この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成27年4月1日教委規程第1号） この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の規定による改正後の地方教育行政の組織及び	この規程は、公布の日から施行し、平成3年12月1日から適用する。ただし、別表の改正規定中八幡市立都教育集会所館長之印に関する部分は、平成元年4月1日から適用する。 附 則（平成8年5月28日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。 附 則（平成9年9月1日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。 附 則（平成9年9月2日教委規程第3号） 1 この規程は、公布の日から施行する。 2 電子印の使用については、当分の間、別表の様式番号1及び3の公印に限るものとする。 附 則（平成10年10月20日教委規程第2号） この規程は、平成10年11月1日から施行する。 附 則（平成11年9月16日教委規程第3号） この規程は、平成11年10月1日から施行する。 附 則（平成15年3月12日教委規程第1号） この規程は、平成15年4月1日から施行する。 附 則（平成19年7月26日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。 附 則（平成19年10月30日教委規程第2号） この規程は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年2月13日教委規程第1号） この規程は、平成22年3月1日から施行する。 附 則（平成24年1月21日教委規程第1号） この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則（平成27年4月1日教委規程第1号） この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の規定による改正後の地方教育行政の組織及び

改正後						改正前					
運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により教育長が任命された日（平成29年4月2日）から施行する。						運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により教育長が任命された日（平成29年4月2日）から施行する。					
附 則（令和元年10月29日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。						附 則（令和元年10月29日教委規程第1号） この規程は、公布の日から施行する。					
附 則 この規程は、令和4年 月 日から施行する。											
別表						別表					
様式番号	名称	寸法	使用区分	管理区分	個数	様式番号	名称	寸法	使用区分	管理区分	個数
1	京都府八幡市教育委員会之印	24mm平方	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課	1	1	京都府八幡市教育委員会之印	24mm平方	教育委員会名をもつてする文書	教育総務課	1
2	削除					2	削除				
3	八幡市教育委員会教育長之印	21mm平方	教育長名をもつてする文書	教育総務課	1	3	八幡市教育委員会教育長之印	21mm平方	教育長名をもつてする文書	教育総務課	1
3の2	八幡市教育委員会教育長之印	27mm平方	表彰状、感謝状等	教育総務課	1	3の2	八幡市教育委員会教育長之印	27mm平方	表彰状、感謝状等	教育総務課	1
4	削除					4	削除				
5	八幡市教育委員会教育長職務代理之印	21mm平方	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務課	1	5	八幡市教育委員会教育長職務代理之印	21mm平方	教育長職務代理名をもつてする文書	教育総務課	1
6	京都府八幡市立〇〇小学校之印	24mm平方	小学校名をもつてする文書	各小学校	各1	6	京都府八幡市立〇〇小学校之印	24mm平方	小学校名をもつてする文書	各小学校	各1
7	京都府八幡市立〇〇小学校之印	52mm×64mm	卒業証書用	各小学校	各1	7	京都府八幡市立〇〇小学校之印	52mm×64mm	卒業証書用	各小学校	各1
8	京都府八幡市立〇〇小学校長之印	21mm平方	小学校長名をもつてする文書	各小学校	各1	8	京都府八幡市立〇〇小学校長之印	21mm平方	小学校長名をもつてする文書	各小学校	各1

改正後							改正前						
9	京都府八幡市立 〇〇中学校之印	24mm平方	中学校名をも つてする文書	各中学校	各 1		9	京都府八幡市立 〇〇中学校之印	24mm平方	中学校名をも つてする文書	各中学校	各 1	
10	京都府八幡市立 〇〇中学校之印	52mm×64 mm	卒業証書用	各中学校	各 1		10	京都府八幡市立 〇〇中学校之印	52mm×64 mm	卒業証書用	各中学校	各 1	
11	京都府八幡市立 〇〇中学校長之 印	21mm平方	中学校長名を もつてする文 書	各中学校	各 1		11	京都府八幡市立 〇〇中学校長之 印	21mm平方	中学校長名を もつてする文 書	各中学校	各 1	
12	京都府八幡市立 〇〇幼稚園之印	24mm平方	幼稚園名をも つてする文書	各幼稚園	各 1		12	京都府八幡市立 〇〇幼稚園之印	24mm平方	幼稚園名をも つてする文書	各幼稚園	各 1	
13	京都府八幡市立 〇〇幼稚園長之 印	21mm平方	幼稚園長名を もつてする文 書	各幼稚園	各 1		13	京都府八幡市立 〇〇幼稚園長之 印	21mm平方	幼稚園長名を もつてする文 書	各幼稚園	各 1	
14	八幡市立幼稚園 之印	54mm× 69mm	卒園証書用	八幡幼稚園 八幡第三幼稚 園 八幡第四幼稚 園	各 1		14	八幡市立幼稚園 之印	54mm× 69mm	卒園証書用	八幡幼稚園 八幡第二幼稚 園 八幡第四幼稚 園	各 1	
15	八幡市立八幡市 民図書館之印	21mm平方	図書館名をも つてする文書	図書館	1		15	八幡市立八幡市 民図書館之印	21mm平方	図書館名をも つてする文書	図書館	1	
16	八幡市立八幡市 民図書館長之印	21mm平方	図書館長名を もつてする文 書	図書館	1		16	八幡市立八幡市 民図書館長之印	21mm平方	図書館長名を もつてする文 書	図書館	1	
17	八幡市立南ヶ丘 教育集会所館長 之印	24mm平方	教育集会所館 長名をもつて する文書	南ヶ丘教育集 会所	1		17	八幡市立南ヶ丘 教育集会所館長 之印	24mm平方	教育集会所館 長名をもつて する文書	南ヶ丘教育集 会所	1	
18	八幡市立男山公 民館長之印	21mm平方	男山公民館長 名をもつてす る文書	男山公民館	1		18	八幡市立男山公 民館長之印	21mm平方	男山公民館長 名をもつてす る文書	男山公民館	1	

改正後							改正前						
18の2	八幡市立橋本公民館長之印	21mm平方	橋本公民館長名をもつてする文書	橋本公民館	1		18の2	八幡市立橋本公民館長之印	21mm平方	橋本公民館長名をもつてする文書	橋本公民館	1	
18の3	八幡市立山柴公民館長之印	21mm平方	山柴公民館長名をもつてする文書	山柴公民館	1		18の3	八幡市立山柴公民館長之印	21mm平方	山柴公民館長名をもつてする文書	山柴公民館	1	
18の4	八幡市立志水公民館長之印	21mm平方	志水公民館長名をもつてする文書	志水公民館	1		18の4	八幡市立志水公民館長之印	21mm平方	志水公民館長名をもつてする文書	志水公民館	1	
19	八幡市立都教育集会所館長之印	24mm平方	教育集会所館長名をもつてする文書	都教育集会所	1		19	八幡市立都教育集会所館長之印	24mm平方	教育集会所館長名をもつてする文書	都教育集会所	1	
20	八幡市立男山市民図書館之印	21mm平方	図書館名をもつてする文書	図書館	1		20	八幡市立男山市民図書館之印	21mm平方	図書館名をもつてする文書	図書館	1	
21	八幡市立男山市民図書館長之印	21mm平方	図書館長名をもつてする文書	図書館	1		21	八幡市立男山市民図書館長之印	21mm平方	図書館長名をもつてする文書	図書館	1	
22	八幡市教育支援センター所長之印	18mm平方	八幡市教育支援センター所長名をもつてする文書	教育支援センター	1		22	八幡市教育支援センター所長之印	18mm平方	八幡市教育支援センター所長名をもつてする文書	教育支援センター	1	
23	八幡市立生涯学習センター館長之印	21mm平方	八幡市立生涯学習センター館長名をもつてする文書	八幡市立生涯学習センター	1		23	八幡市立生涯学習センター館長之印	21mm平方	八幡市立生涯学習センター館長名をもつてする文書	八幡市立生涯学習センター	1	
24	八幡市教育委員会教育長之印社会教育課	21mm平方	教育長名をもつてする文書のうち社会教	社会教育課	1		24	八幡市教育委員会教育長之印社会教育課	21mm平方	教育長名をもつてする文書のうち社会教	社会教育課	1	

改正後								改正前							
				育課所管証明 書類等								育課所管証明 書類等			
別記 様式第 1 号								別記 様式第 1 号							

改正後			改正前		
公 印 台 帳			公 印 台 帳		
印		様 式 番 号			様 式 番 号
影		印 材			印 材
		年 月 日押印			年 月 日押印
名	称				
寸	法				
使	用 区 分				
管	理 者				
個	数				
備	考				

印		
影		
		年 月 日押印
名	称	
寸	法	
使	用 区 分	
管	理 者	
個	数	
備	考	

改正後

様式第 2 号

[illegible]

様式第 3 号

改正前

様式第 2 号

[illegible]

様式第3号

改正後	改正前
年 月 日	年 月 日
公印新調（改印、廃止）申請書	公印新調（改印、廃止）申請書
八幡市教育委員会教育長殿	八幡市教育委員会教育長殿
公印管理者	公印管理者
印	印
下記のとおり公印を新調（改印、廃止）したいので申請します。	下記のとおり公印を新調（改印、廃止）したいので申請します。
記	記
1 公印名称	1 公印名称
2 使用区分	2 使用区分
3 新調（改印、廃止）の理由	3 新調（改印、廃止）の理由
4 新調（改印、廃止）年月日	4 新調（改印、廃止）年月日
5 印影	5 印影

社会教育委員及び公民館運営審議会委員名簿（案）

（令和３年７月１日～令和５年６月３０日）

委員氏名	住 所	期	就 任	選出分野
現在欠員				学識経験者
藤 原 邦 夫	岩田北ノ口 33	1 期	令和 3 年	体育団体代表
高 橋 寿 子	美濃山西ノ口 10－21	3 期	平成 29 年	青少年育成団体代表
笥 格	男山吉井 23－4	3 期	平成 29 年	文化団体代表
羽 野 豪	欽明台西 70 (美濃山小学校内)	2 期	令和 3 年 ※R3. 6. 1～	学校代表
藤田 美代子	橋本新石 3－9	1 期	令和 3 年	女性団体代表
眞柄 以久代	八幡安居塚 96－11	2 期	令和元年	人権教育・啓 発団体代表
井 上 早 織	八幡清水井 105－3	1 期	令和 4 年	P T A 代表
松 本 俊 吉	男山松里 10－22	2 期	令和元年	市民公募
金子 功	男山美桜 5－37	1 期	令和 3 年	市民公募

八幡市図書館協議会委員名簿

任期：令和3年12月1日～令和5年11月30日

選出分野	委 員 氏 名	就 任	
学識経験者	コマキ ケニ 小牧 久仁 元八幡市立小学校校長	平成29年	3 期
社会教育団体	ヨシカワ エイキ 吉川 栄樹 青少年育成団体	平成30年	3 期
	ヤマモト ハルヨ 山本 晴代 朗読ボランティアサークル	令和元年	2 期
	イノウエ サオリ 井上 早織 P T A連絡協議会	令和4年	1 期
	オオサワ 大澤 かおり 女性団体代表	令和3年	1 期
	サイトウ ヨウコ 齊藤 陽子 八幡おはなしの会	令和4年	1 期
学校関係	マツダ ユキオ 松田 行生 校長会	令和3年	1 期
市民公募	ヒライ ナホ 平井 菜穂 市民公募	令和3年	1 期